

# 第1章 総論

## I. 基本方針策定の趣旨

人類に大惨禍をもたらした第2次世界大戦の反省に基づいて、1948（昭和23）年第3回国際連合総会において、「世界人権宣言」が採択されました。この宣言の第一条で「すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ尊厳と権利とについて平等である。」と記されており、初めて全世界のすべての人々の権利を守ることをうたっています。一方、1947（昭和22）年5月に施行された日本国憲法は、基本原理の一つに「基本的人権の尊重」をあげ、国民が自由に人間らしく生きることができるように、自由権、平等権、社会権などを、公共の福祉に反しない限り侵すことのできない永久の権利として保障しています。ここでの「個人の尊重」や「法の下での平等」の精神が、その後の人権に関わる各種の法律や答申等の基本原理となりました。

このような世界人権宣言や日本国憲法が制定されてから60年が経ち、この間、国内外において人権を尊重するための様々な取り組みが行われてきました。

しかし、人権教育の重要性に対する認識は高まってきていますが、部落差別や女性への暴力、児童生徒のいじめ問題、児童虐待や高齢者虐待の増加など、未解決の人権課題が依然として存在しています。近年の国際化、高齢化、少子化、情報化等の社会変化に伴って人権問題をめぐる状況は、今後ますます複雑化、多様化することが予想されますが、人権に関する世界の潮流や国・県等の動向を踏まえ、これらの未解決の人権課題に対応するとともに、行政はもとより市民一人ひとりの努力によって、人権が尊重され、差別や偏見のない明るい社会をつくっていくことが重要です。

このため、市では一人ひとりの人権が尊重される社会の実現を目指すため、「雲南市人権施策推進基本方針」（以下「基本方針」という。）を策定し、人権教育・啓発の総合的な取り組みを推進することとしました。

## II. 基本方針策定の背景

### 【国際的な潮流】

#### ■ 1948（昭和23）年「世界人権宣言」

国際連合が採択しました。人権保障を国際的に強化し、その後の各国の人権宣言の模範となりました。

#### ■ 1965（昭和40）年「人種差別撤廃条約」

国際連合が採択しました。あらゆる形態の人種差別の撤廃を目指しています。日本は1995（平成7）年に加入しました。

■ 1966（昭和41）年「国際人権規約」

国際連合が採択しました。この規約は、世界人権宣言の内容を基礎として条約化したもので人権諸条約の中で最も基本的かつ包括的なものです。日本は1979（昭和54）年に批准しました。

■ 1979（昭和54）年「女子差別撤廃条約」

国際連合が採択しました。男女の完全な平等達成を目指しています。日本は、1985（昭和60）年に批准しました。

■ 1989（平成元）年「児童の権利に関する条約」

国際連合が採択しました。18歳未満のすべての子どもの人権（生きる権利、育つ権利、守られる権利、参加する権利など）を保障しています。日本は1994（平成6）年に批准しました。

■ 1994（平成6）年「人権教育のための国連10年」

国際連合が決議しました。1995年（平成7）年から10年間を「人権教育のための国連10年」とすることを決議し、各国政府に対し国内行動計画を定めることを求めました。

【国の取り組み】

■ 1996（平成8）年「人権擁護施策推進法」

人権の擁護に関する施策の推進について国の責務を明らかにするとともに、必要な体制を整備し、もって人権の擁護に資することを目的として制定しました。

■ 1997（平成9）年『「人権教育のための国連10年」に関する国内行動計画』

人権教育の積極的推進を図り、真に人権が尊重される社会の実現を目指して策定しました。人権教育を進めるにあたっては、教員・社会教育関係職員、医療関係者など人権にかかわりの深い特定の職業に従事する者に対する取り組みを強化するとともに、女性、子ども、高齢者、障害者、同和問題など9つの「重要課題」に積極的に取り組むこととしました。

■ 1999（平成11）年「人権尊重の理念に関する国民相互の理解を深めるための教育及び啓発に関する施策の総合的な推進に関する基本的事項について＝人権擁護推進審議会答申＝」

1996年に制定された「人権擁護施策推進法」に基づいて、法務省に設置された人権擁護推進審議会から出された答申です。人権教育を「基本的人権の尊重の精神が正しく身につくよう学校教育及び社会教育において行われる教育活動」とし、また、人権啓発を「広く国民の間に人権尊重思想の普及高揚を図ることを目的に行われる研修・情報提供・広報活動等で人権教育を除いたものとする」と定義づけました。また、地方公共団体の役割についても述べており、都道府県は、国と連携を図り、啓発についての企画・立案とその実施とともに、市

町村を先導する事業や市町村に対し助言・情報提供等を行い、その取り組みを支援する役割を具体的に提言しました。

- 2000（平成12）年「**人権教育及び人権啓発の推進に関する法律**」  
上記の人権擁護推進審議会答申に基づき、制定しました。人権教育・啓発に関する施策の推進について、国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにしました。
- 2002（平成14）年「**人権教育・啓発に関する基本計画**」  
「人権教育および人権啓発の推進に関する法律」に基づいて策定しました。女性、子ども、高齢者、障害者、同和問題など12の主要な人権課題を取り上げ、人権施策への地方公共団体の積極的な関与を求めています。

### 【県の取り組み】

- 1998（平成10）年「**島根県人権施策推進会議**」  
人権施策の総合的、効果的な推進を図ることを目的に、県庁内に設置しました。
- 1999（平成11）年「**人権問題に関する県民意識調査**」  
県民の意識調査を実施しました。また、人権施策の推進に関する基本的方向や施策のあり方について幅広く県民の意見を求めるため、有識者で組織する「島根県人権施策推進協議会」を設置しました。
- 2000（平成12）年「**島根県人権施策推進基本方針**」  
一人ひとりの人権が尊重される社会の実現を目指し、県の人権教育・啓発の総合的な取り組みを行うことを目的に策定しました。この「基本方針」の実効ある推進を図るため、施策体系に基づき、具体的な事業を定めた「人権施策推進計画」を策定しました。
- 2003（平成15）年「**島根県人権啓発推進センター**」  
人権情報の収集・提供、啓発・研修、指導者養成、人権問題に関する調査・研究などを一元的に行うため設置しました。

### 【市の取り組み】

- 2005（平成17）年「**雲南市教育基本計画**」  
広く生涯学習の視野に立ち、新しい雲南市の教育が進むべき基本方向を明確にし、その実現に必要な施策を明らかにするため策定しました。この計画は、雲南市教育行政の方向と施策を教職員や保護者、社会教育関係者はもとより、広く市民に示すことにより、教育活動に対する理解と協力、そして参画を促進するものです。
- 2005（平成17）年『**「平和を」の都市宣言**』  
平和に関する教育の充実、世界平和の実現と核兵器の廃絶を求めるとともに、いのちと人権を尊重し、差別のない思いやりにあふれた明る

い社会の実現に向けて全市民が努力することを宣言しました。

#### ■ 2006（平成 18）年「雲南市総合計画」

市の総合的、計画的なまちづくりを進めるための基本的な指針となり、雲南市の最上位計画として策定しました。計画期間は、平成 19 年度から平成 26 年度までの 8 年間です。

#### ■ 2006（平成 18）年「雲南市男女共同参画推進計画」

2004（平成 16）年 11 月に制定・施行した「雲南市男女共同参画推進条例」に基づき、市における男女共同参画に向けての基本理念、市、市民及び事業者等の責務を明らかにし、総合的な施策を実施するために策定したものです。国の「男女共同参画社会基本法」（平成 11 年制定・施行）並びに「男女共同参画基本計画」（平成 12 年策定）では、女性も男性も性別にとらわれることなく、その個性と能力を発揮できる男女共同参画社会の実現が重要課題とされています。

市においても、同和問題をはじめとする個別の人権問題に対して、国や県、関係機関・団体等と連携しながら、その解決に取り組んでいますが、依然として多くの課題が残っています。

市が推進する人権施策のあり方や方向性等を考える基礎資料を得ることを目的として、平成 17 年度において実施した「人権問題に関する市民意識調査」の結果を、人権教育・啓発を総合的かつ効果的に推進するための指針となる「基本方針」の策定に活かしていくとともに、人権尊重の意識を高めていくための取り組みを進め、人権施策の総合的、効果的な推進を図るため、庁内に「雲南市人権施策推進本部」を設置し、人権教育・啓発を推進します。

## Ⅲ．基本理念

### 1. 基本的な考え

人権とは、人々が生存と自由を確保し、それぞれの幸福を追求する権利です。すべての人々は、人間として皆同じ人権を有しており、一人ひとりがかげがえのない存在であるということを認識し、それぞれの個性や価値観、生き方等の違いを認め合い、多様性を尊重し共生していくことが重要です。

この「基本方針」は、市民一人ひとりが人権の意義や重要性について深く理解するとともに、「相手の立場に立って人権を相互に尊重し、認め合い、思いやりに満ちた平和な地域社会の創造」を理念とするものです。

このため、人権教育・啓発の実施主体となる市は、重点的に取り組むべき課題を「重要課題」として明らかにするとともに、特に行政に携わる職員一人ひとりの人権意識の高揚を図るなど、人権を基本に据えた市政を推進していきます。

さらに、市民が互いの個性や人格を尊重しながら、共に生きる共生社会の実現にあたっては、学校や地域、職場あるいは家庭などあらゆる場において人権教育・啓発が行われるよう、関係機関・団体等と協力・連携を深め、人権が尊重される地域社会の実現を目指し総合的な取り組みを推進します。

なお、人権尊重の社会は市民一人ひとりの努力によって築き上げられるものです。そのためには、市民自らが人権問題を自分自身の問題としてとらえ、実現に向けての担い手であることを認識し、主体的な取り組みを期待するものです。

## 2. 基本方針の性格

この基本方針は、国の「国内行動計画」、「人権擁護推進審議会答申」及び「島根県人権施策推進基本方針」の趣旨を踏まえるとともに、市の『「平和を」の都市宣言』にうたわれているように、市民一人ひとりが互いの個性や人格を尊重しながら、助け合い、支えあって暮らしていくことができる社会づくりの実現に向けて、市が取り組む人権教育・啓発の基本的方向を示し、その施策を推進するための行動計画となるものです。

また、「雲南市総合計画」、「雲南市教育基本計画」等と整合性を保ち、市で実施する諸施策における人権教育・啓発にかかる基本的な指針となるものです。

さらに、企業、民間団体等にあっては、この「基本方針」の趣旨に沿った自主的な取り組みをされるよう期待するものです。

なお、基本方針は、人権を取り巻く社会情勢等の変化や新たな人権課題に対応するため、必要に応じて見直しを行います。

# 第2章 各 論

## I. あらゆる場を通じた人権教育・啓発の推進

人権意識を高めていくためには、市民一人ひとりが人権について正しい理解と認識を深めるよう啓発を行うとともに、それが単なる知識にとどまることなく、人権への配慮が態度や日常生活での行動に現れるように、学校や地域社会、家庭、職場などあらゆる場を通じて、子どもから大人まで各段階に応じ、体系的・長期的な視点に立った、より実践的な人権教育・啓発を推進します。

### 1. 学校教育等における人権教育の推進

学校教育においては、教育活動全体の中で、幼児、児童、生徒の発達段階に応じて人権尊重の精神を育むとともに、意識を高めるための教育が行われています。

しかし、知的理解にとどまり人権感覚が十分に身につけていないなど、教育・指導などの取り組みが十分な効果をあげるまでには至っていないとの意見もあります。

国が2006（平成18）年1月に取りまとめた「人権教育の指導方法等の在り方について（第二次とりまとめ）」では、人権教育の目標として、児童生徒が発達段階に応じ、人権意識・内容等について理解するとともに、「自分の大切さとともに他の人の大切さを認めること」ができるようになり、それが様々な場面等で具体的な態度や行動に現れるようにすることとしています。この推進にあたっては行政の支援や家庭・地域社会と学校との連携、保育所・幼稚園・小学校・中学校・高等学校等における発達段階に即した取り組みを挙げています。

人権教育を単なる知識の伝達にとどめず、命の大切さや他人の痛みが理解できる心、思いやりの心、違いを認め合いお互いの人格を尊重する心など、豊かな人間性を養うことを目的として推進することが重要です。このような人権尊重の精神は、自他との交流で育まれることから、家庭や地域、民間団体などとの協力・連携を深め、広く人材を求めると同時に、ボランティア活動や高齢者・障害者との交流など、幼少期の段階からさまざまな体験学習の機会の充実に努めます。

#### **（1）保育所、幼稚園等における人権教育の推進**

乳幼児期は、生涯にわたる人間形成の基礎を培う大切な時期です。一人ひとりの幼児の個性を十分に理解し、発達段階や個性に応じた教育（保育）を行います。保育所では、「人との関わりの中で、人に対する愛情と信頼感、そして人権を大切にすることを育てるとともに、自主、協調の態度を養い、道徳性の芽生えを培うこと」（保育所保育指針）を進め、保育内容の充実を図っていきます。また、幼稚園でも、「幼稚園教育要領」に基づき、人間性豊かな成長を目指して人権意識の芽生えを育む教育を進めます。

#### **（2）学校教育における人権教育の推進**

学校教育においては、「生きる力」を育む教育活動を進めています。

この「生きる力」については、平成8年の中央教育審議会答申において、「自分で課題を見つけ、自ら学び、自ら考え、主体的に判断し、行動し、よりよく問題を解決する資質や能力」、「自らを律しつつ、他人と共に協調し、他人を思いやる心や感動する心など豊かな人間性」、「たくましく生きるための健康や体力」が重要な資質や能力であると挙げられています。

こうした「生きる力」は、各教科、道徳、特別活動、総合的な学習の時間のそれぞれの特質に応じ、教育活動全般を通して育まれるものです。学校教育では、児童生徒の自主性を尊重し、体験的な活動を取り入れるなど、指導方法の工夫をしながら人権尊重と共生社会への認識を深める教育の充実を図ります。

### (3) 学校間の連携

中学校区を単位として、校区内の保育所、幼稚園、小学校の人権教育担当教諭との連絡会を定期的を開催するなど、ネットワーク化を図ることにより、教職員間の情報の共有化を図りながら広い視野に立った指導や支援を行います。

また、人権教育の推進にあたっては、人権教育の担い手となる教職員の役割と自覚が重要となることから、教職員に対して人権に関する正しい理解と認識を深め、資質や指導力の向上を図る系統的・継続的な人権研修の推進や、自己研鑽への支援などに努めます。

## 2. 社会教育における人権教育の推進

他者への思いやりや豊かな情操、善悪の判断など、倫理観や人格の多くは身近な存在である保護者とともに、地域で日常出会う人々とのふれあいなどを通じて年少時に形成されることから、家庭、地域社会のあり方は、人権意識を育む上で重要な意味をもっています。

人権教育の原点が家庭、学校とともに地域社会にあることを認識し、家庭と学校、地域社会が連携し、子どもたちをはじめ地域で暮らす人たちへの学習機会の充実を図っていきます。

市人権センターにおいては、公民館や自治会、各種団体等への人権教育に関する学習機会・指導者情報などさまざまな情報提供を行い、生涯にわたって人権問題に関する多様な学習機会の充実と啓発の推進を図ります。

## 3. 家庭における人権教育の推進

家庭はあらゆる教育の出発点であり、大人も子どもも家族とのふれあいを通じて他者への思いやりや善悪の判断、生活習慣やマナーを身につけるなど、人格形成の基盤として、とりわけ人権意識を育む上で極めて重要な役割を担っています。

しかし、近年核家族化や少子化が進み、地域社会の連帯意識が希薄になりつつある現状において、保護者が親族や近隣の人たちからアドバイスを受けることが困難になっています。また、男女が共同して子育てに当たる諸条件が十分に整備されていない中、家庭が本来担うべき教育の場としての機能が十分に発揮されていない状況があります。

市では、子育てや家庭教育に悩む親への相談・情報提供等の支援や、在宅介護を行う家族への支援、ドメスティック・バイオレンスに悩む女性への支援を行っていますが、今後も家庭の教育機能の低下を補充し、強化する社会的な取り組みを行うため、学校、公民館、地域社会、民間団体など関連機関相互の連携を深め、家庭の教育力や養育機能の向上とその支援に努めます。

## 4. 企業その他一般社会における人権教育・啓発の推進

### (1) 企業等における人権教育・啓発の推進

不公正な採用やセクシュアル・ハラスメント、高齢者や障害者の雇用など、企業等においても人権問題は重要な課題となっています。

また、企業等も社会を構成する一員であり、そこで働く人も社会の一員として差別や偏見のない職場環境づくりに努めていくことが望まれます。企業等は、人権教育・啓発の実施主体として重要な役割を担っていることから、今後も障害者の法定雇用率の達成や高齢者の継続雇用の問題、公正な男女の採用や配置、昇進など自主的、計画的、継続的な教育・啓発活動が求められています。

現在、雲南地域（1市2町）には、59企業・事業所等が加入している雲南地域同和問題企業等連絡協議会（同企連）があります。この協議会は、企業等が互いに連絡提携し、国民的課題である同和問題の解決を目指して、職場内研修の推進などを自主的、積極的に行い、一人ひとりの人権が尊重され、明るい職場づくりと差別のない地域社会づくりに寄与することにより、社会的責任を果たすことを目的としています。

市としても、同企連と連携・協力しながら人権に関する講習会・研修会等への参加呼びかけや、各種啓発資料等の配布など、企業等の取り組みへの支援を行います。

### (2) 一般社会における人権啓発の推進

世界人権宣言などの人権関係国際文書の趣旨や国、県、市の人権施策、人権問題の現状など、人権に関する様々な情報を提供し、市民が人権尊重についての正しい理解と認識を深めるとともに、人権感覚を高めるため、啓発資料やマスメディアを活用し、広報活動を推進します。

また、市人権・同和教育推進協議会等の啓発推進組織と連携し、効果的な啓発活動に取り組みます。

## 5. 特定職業従事者に対する人権教育の推進

人権教育の推進にあたっては、人権に関わりの深い特定の職業に従事する人に対して、人権教育に関する取り組みを強化することが重要であり、研修等における人権教育の充実に努めます。

### (1) 公務員

公務員は、全体の奉仕者としての自覚を持ち、憲法の基本理念である基本的人権を尊重し、擁護する責務を有しています。

市の行政に携わるすべての職員は、この責務を自覚し、常に人権尊重の視点に立ち、それぞれの職務を遂行することが求められています。このため、職員を対象とした職場研修など、あらゆる場を活用した人権教育・啓発に努めます。また、職員一人ひとりが人権教育・啓発を通じて、同和問題をはじめとするさまざまな人権問題について理解を深め、職員



の資質の向上に努めます。

このほか、住民の代表である市議会議員についても、人権教育への積極的な取り組みを要請します。

## (2) その他の従事者

市職員はもとより、教育関係者、医療・福祉・保健関係者など、人権に関係の深い職業に従事する者に対しては、県の関係機関等と連携を密にしながら、より一層の人権研修の充実に努めます。

# Ⅱ. 重要課題への対応

## 1. 女性

### (1) 経緯及び現状と課題

国際連合は、従来から性に基づく差別の禁止を重要課題の一つと位置づけています。1979（昭和 54）年には「女子差別撤廃条約」が第 3 4 回国連総会で採択され、女性に対するあらゆる形態の差別の撤廃が求められました。1993（平成 5）年には、ウィーンで開催された世界人権会議で「ウィーン宣言及び行動計画」を採択し、男女の平等な地位及び女性の人権、特に女性に対する暴力の根絶が打ち出され、さらに国連環境開発会議や国際人口・開発会議、社会開発サミットでも女性の人権の重要性が強調されました。

1995（平成 7）年に北京で開催された第 4 回世界女性会議で「北京宣言及び行動綱領」が採択され、この宣言で女性の権利が人権であるとうたわれ、行動綱領では女性と貧困、女性の教育と訓練、女性に対する暴力など 1 2 の重大問題領域が設定され、具体的な行動が提案されました。

国内においては、1972（昭和 47）年、雇用分野における女性差別の撤廃を図るため、「雇用分野における男女の均等な機会及び待遇の確保に関する法律」（男女雇用機会均等法）が施行され、1996（平成 8）年には、男女共同参画審議会から、「男女共同参画ビジョン＝21世紀の新たな価値の創造＝」の答申を受け、同年、男女共同参画推進本部において、「男女共同参画 2000 年プラン＝男女共同参画社会の形成の促進に関する 2000（平成 12）年度までの行動計画＝」が策定されました。さらに、1999（平成 11）年には、「男女雇用機会均等法」が改正され、募集・採用、配置・昇進などにおいて男女差をつけることが禁止されました。

その後、1999（平成 11）年に男女共同参画社会の形成に向けて総合的かつ計画的に推進することを目的とした「男女共同参画社会基本法」が施行されました。2001（平成 13）年には「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」が施行されました。

県では、1995（平成 7）年に、女性に関する行政の指針として「島根県新女性計画（しまね女性プラン 21）」や農山漁村における女性の能力

開発の支援、重要な担い手として経営に参画できる環境整備の支援などを盛り込んだ「島根県農山漁村女性ビジョン」を策定するなど、女性施策を実施してきました。

1999（平成 11）年には女性総合センター「あすてらす」（現在は男女共同参画センター「あすてらす」）を大田市に開設し、男女共同参画社会実現に向けた拠点として、啓発広報、学習研修、調査研究、交流、相談、情報提供などの取り組みを行っています。2001（平成 13）年に「島根県男女共同参画計画（しまねパートナープラン 2 1）」を策定し、2002（平成 14）年 3 月には「島根県男女共同参画推進条例」を制定し、男女共同参画社会の実現に向けたさまざまな環境整備を進めています。

しかし、市が実施した「市民意識調査」によると、「社会や地域に残るしきたりや慣習」、「家庭内での家事や育児の分担」、「町内会など地域における女性の役割や仕事の分担」、「職場での昇給などの給与格差や役職などへの昇任」といった事柄で、性別による固定的な役割分担意識からくる差別や人権侵害を受けていると感じています。このことは、地域、家庭、職場等での女性差別が依然として根強く残っていることを表わしています。

また最近では、セクシュアル・ハラスメントや女性への暴力（ドメスティック・バイオレンス）も表面化していることなどから、課題も山積しています。

## **(2) 施策の基本的方向**

### **① 男女共同参画社会の形成促進**

市では「雲南市男女共同参画推進計画」を策定し、男女共同参画社会実現に向けた総合的な取り組みを行います。併せて、「雲南市男女共同参画 10 ヶ条市民宣言」のリーフレットを作成し、市民への周知・啓発を進めます。今後は、施策・方針決定過程への女性の参画を拡大するため、市が率先して取り組みを進めるとともに、企業・各種団体等に対し協力要請を行い、社会的気運の醸成を図ります。

また、男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し、意識の改革を図るため、男女共同参画月間や人権週間などさまざまな機会を通じ、啓発・広報活動を展開します。

### **② 男女平等を推進する教育・啓発**

家庭、学校、地域など社会のあらゆる分野における男女平等を促進する教育・学習の機会の充実に努めます。

### **③ 女性の人権が尊重される社会の形成**

雇用における男女の均等な機会と待遇の確保のため、啓発を行うとともに、働く女性の社会参加を積極的に支援するため、子育て支援課、健康福祉総務課等を中心に支援体制の構築に努めます。

このほか、女性に対する人権侵害の発生を防止するため、人権尊重の意識の普及・高揚を図るための啓発活動を推進します。

#### ④ 相談体制の充実

家庭内暴力など、日常生活を営む上で、様々な問題を抱えて悩む女性の相談に応じ、関係機関・団体など幅広い関係者相互の連携を図り、自立支援などの取り組みに努めます。

## 2. 子ども

### (1) 経緯及び現状と課題

国際連合は、1959（昭和 34）年の国際連合総会で「児童の権利に関する宣言」を採択し、子どもが必要な権利や自由を享有することができる としました。1979（昭和 54）年を「国際児童年」とし、宣言の履行を加盟国に要請したほか、1989（平成元）年の国連総会で「子どもの権利に関する条約」を採択し、子どもの尊厳や生存、保護、発達や自由を保障するため、親をはじめ社会全体で取り組むよう呼びかけています。

国内においては、1947（昭和 22）年、児童の健全育成や保護を目的とした「児童福祉法」が制定され、1951（昭和 26）年には、児童の基本的人権を尊重し、その幸福を図ることを目的に「児童憲章」が制定されました。その後、1994（平成 6）年に「子どもの権利条約」を批准し、1997（平成 9）年には子どもや家庭を取り巻く環境の変化等を踏まえ、保育施策の見直しや、児童の自立支援などを内容とした「児童福祉法」の改正が行われました。

さらに、1999（平成 11）年には、「児童買春・児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律」の制定、2000（平成 12）年には、子どもに対する虐待の禁止や虐待を受けた子どもの保護を内容とする「児童虐待の防止等に関する法律」の制定など、法整備と諸施策の推進が図られています。

県では、1996（平成 8）年に策定した「島根県児童育成計画（しまねエンゼルプラン）」について、少子化への対応の充実を図る観点などから 2000（平成 12）年に見直しを行い、子どもの権利保障体制の整備や、広報活動の充実、児童虐待防止対策の強化などを盛り込んでいます。

しかし、近年、我が国では少子化や核家族化、都市化の進行など社会環境が大きく変化し、子どもたちをめぐる問題も複雑・多様化してきており、少年非行などの問題行動、暴力行為や体罰、薬物乱用の低年齢化や性の商品化といった子どもの権利を侵害する深刻な問題も発生しています。

市においても、児童虐待や学校におけるいじめ、不登校が増加傾向にあり、家庭、学校、地域社会が連携し、問題が深刻化する前に早期発見・対応を図ることが求められています。

### (2) 施策の基本的方向

#### ① 学校における取り組み

保育所、幼稚園、小学校、中学校の人権教育担当教諭等との連絡会

を定期的開催し、情報の共有化を図るとともに、子どもの実情等に  
応じた対応が取れるよう指導や支援に努めます。

また、学校における子どもの人権問題に関する教育上の課題につ  
いて、保護者に情報を提供し、保護者と教職員が十分意見交換を行  
う機会の充実に努め、授業公開日や保護者会等を利用して人権問題  
に関する研修会を開催し、教育・啓発を推進します。

## ② いじめ問題等への取り組み

いじめは、児童生徒の人権に関わる重大な問題であり、その解決  
のため家庭・学校・地域社会が連携し、総合的な取り組みを推進  
します。

また、いじめ問題、虐待の防止など児童生徒の健全育成上、重大  
な問題について関係機関・関係者が連携し、早期発見と保護者及  
び家庭に対する相談と支援を実施していくことが大切です。そし  
て子どもと接する機会が多い民生・児童委員、保育士、教職員及  
び保健医療関係者等から構成する雲南市要保護児童対策地域協  
議会と連携を図りながら、地域が一体となって取り組みを進め  
ます。

## ③ 健全育成に向けての取り組み

図書、ビデオ、インターネット等を通じた有害情報の拡大が問  
題となってきました。子どもを守ることは大人の責任です。青少  
年健全育成協議会等と連携を取りながら行政、家庭、学校、地域  
社会が一体となった取り組みを推進します。

## ④ 相談体制の充実

少子化・核家族化が進行し、家庭での養育機能低下が懸念され  
ている現在、社会全体が協力して子育てを支援していく体制を整  
備する必要があります。このため家庭での子育ての悩みや不安の  
軽減など子育てを支援するサークル等の地域組織活動の促進や  
子育てと仕事が両立しやすい環境整備のため保育サービスの充  
実に努めるほか、児童虐待防止などを含め、子育てや児童福祉  
などに関する相談・支援体制の強化を図ります。

# 3. 高齢者

## (1) 経緯及び現状と課題

国際連合は、1982（昭和 57）年に「高齢化に関する国際行動計  
画」を採択し、1991（平成 3）年には高齢者の「自立」、「参  
加」、「ケア」、「自己実現」、「尊厳」の 5 原則を各国政府  
が実施する高齢社会対策に組み入れることを要請する「高齢者  
のための国連原則」を採択しました。さらに 1999（平成 11）  
年を「国際高齢者年」と定め、すべての国に対し高齢者問題  
に対する戦略的な取り組みの必要性を呼びかけてきました。

我が国においては、平均寿命の伸びや、少子化などを背景に、  
高齢化が急速に進んでおり、2015（平成 27）年には、4 人に  
1 人が 65 歳以上

の高齢者という本格的な高齢社会が到来するものと予想されています。

市の2005(平成17)年における高齢化率は、31.4%(全国平均21.0%、県平均27.1%)で高齢化が急速に進んでいます。こうしたことから、高齢者の自立と社会参加等、活力ある高齢社会の実現を目指した取り組みが重要な課題となっています。

市においても急速な高齢化が進む中で、高齢者の認知症や寝たきりの要因となる転倒が増加しており、それに伴って介護を必要とする高齢者が年々増加する傾向にあります。また核家族化の進展に伴う独居高齢者や高齢者夫婦世帯の増加、あるいは家族と同居していても日中独居となる高齢者の増加など、高齢者を取り巻く環境は厳しくなっています。さらに高齢である事を理由とした就労の機会が少ないなど雇用機会の確保も課題となっています。

最近では、高齢者への虐待や高齢者の家庭を狙った悪質商法による被害の増大など、高齢者の尊厳を踏みにじる事件も数多く報告されています。こうしたことから、国は高齢者虐待の現場への市町村の立ち入り調査を認め、行政の早期立ち入りにより高齢者への虐待防止を目的として「高齢者虐待防止法」を2006(平成18)年4月1日に施行しました。長く社会に貢献してきた高齢者が、健康で生きがいを持ち、自立して生活を送れる社会の実現が重要な課題となっています。

## (2) 施策の基本的方向

### ① 福祉教育・啓発の推進

学校教育において、社会科や特別活動、あるいは総合的な学習等において福祉教育を進め、思いやりの心や敬愛の念などの福祉の心を育むよう努めます。

### ② 就労対策の推進

高齢者の持つ優れた知識・経験・技能等が地域社会に活かされ、自らの生活安定と生きがいを持てるよう、国、県、関係機関等と連携し、シルバー人材センターなどの条件整備に努めます。

### ③ 生きがい対策の推進

高齢者との相互理解や連帯感が深まるよう、世代間の交流の機会を充実します。

高齢者の地域活動を充実するため、老人クラブの組織・育成を図ります。また、公民館等における高齢者学級の開設や、教養・文化・スポーツ活動を推進し高齢者の生きがいづくりを進めます。

### ④ 相談体制の充実

虐待その他高齢者に対する人権侵害の発生を防止するための啓発を行います。現在、市では市内にある3ヶ所の地域包括支援センター(健康福祉部、大東町、三刀屋町)に相談窓口を設置するとともに、各健康福祉センターでも相談できる体制をとっています。また、専用相談電話も設置し、24時間相談に当たる体制をとっていますが、今後も雲南警察

署や介護保険事業所と連携しながら相談業務の充実を図ります。また、福祉サービスの利用援助や各種支援事業の相談や情報の提供などを行います。

## 4. 障害者

### (1) 経緯及び現状と課題

国際連合は、1981（昭和 56）年に障害者の完全参加と平等をテーマとして「国際障害者年」を定めました。1982（昭和 57）年には、「国連・障害者の 10 年」と定め、1983（昭和 58）年から 1992（平成 4）年までの 10 年間、障害者の人権確立に向けた世界的な行動を行ってきました。

我が国においては、1993（平成 5）年に障害者の自立と社会参加の促進を図ることを目的に「障害者基本法」を改正し、同年から 10 年間を期間とした「障害者対策に関する新長期計画」を策定しました。さらに、その具体化を図るため重点施策実施計画として、1995（平成 7）年に「障害者プラン」を策定し、2002（平成 14）年には、新長期計画のノーマライゼーションとリハビリテーションの理念を継承した新しい「障害者基本計画」及び「重点施策実施 5 ヶ年計画（新障害者プラン）」を策定し、平成 18 年 4 月から障害児（者）が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、「障害者自立支援法」を施行しました。

県では、障害者の完全参加と平等の実現を基本目標とする「島根県障害者対策ダイヤモンドプラン（平成 4 年度～13 年度）」の後期重点実施計画である「しまね障害者プラン」を 1997（平成 9）年に策定し、障害者諸施策を推進しています。また、1998（平成 10）年には、高齢者や障害者等の行動を妨げている様々な障壁を取り除くことを目的に「島根県ひとにやさしいまちづくり条例」を制定し、2003（平成 15）年には、21 世紀初頭に達成すべき県の障害者施策推進の基本的方向や達成すべき障害者福祉サービスの目標等を明らかにし、障害者施策の総合的な推進を図るため、「島根はつらっプラン」を策定しました。

市では、平成 15 年度以降、措置制度から契約制度へと転換した支援費制度の下で、障害者福祉施策を実施してきました。

しかし、精神保健福祉サービスの拡充といった社会情勢の変化に加え、障害の重度、重複化等による障害者のニーズの多様化、また自閉症、高次脳機能障害等の障害者への支援といった新たな課題への対応が求められています。こうしたことから、障害者の様々なニーズを把握し、そのニーズに沿った事業の実施や、障害の特性をふまえた相談支援が必要となってきました。

障害者が地域社会の中で自立して生活するとともに、社会に参加し、障害のない人と同じような活動ができる社会を実現するためには、建築物や歩道の段差など、障害者の利用への配慮や、一人暮らしを始める障害者への入居や盲導犬の同行の際の理解や協力など、市民一人ひとりが障害者問題について正しい理解を深め、共に生きる社会づくりを進めて

いくことが重要となっています。なお現在では、年齢や障害の有無にかかわらず、最初からできるだけ多くの人が利用可能であるようにデザインする「ユニバーサルデザイン」(\*1)が提唱され、各分野において設計や基準の見直しが活発になっています。

## (2) 施策の基本的方向

### ① 「ノーマライゼーション」の理念の普及啓発

障害者が、障害がない人と同等に生活し、活動する社会を目指す「ノーマライゼーション」の理念の実現に向け啓発、広報活動を推進します。

### ② 障害者の理解を深める福祉教育の推進

障害のある子どもに対する理解と認識を促進するため、小・中学校等や地域における交流やボランティア活動などの福祉教育を充実します。

### ③ 障害者の社会参加

障害者に対する市民の理解を深め、障害者の社会参加を促進するため、事業の普及や障害者スポーツの振興を図ります。

### ④ 相談体制の充実

障害者に対する差別や偏見を解消するため、人権尊重の意識の普及・高揚を図るための啓発活動を充実し、人権問題については国・県と連携しながら相談体制の充実を図るとともに、適切な情報提供を行います。

(\*1)「ユニバーサルデザイン」「バリアフリー」は、障壁(バリア)をなくした状態を表す言葉です。しかし、そのイメージは、「障害者、高齢者」の概念と切り離せず、特定の人に対する対策であるという問題点が指摘されるようになりました。そこで、誰でも、平等、公平に利用できるようにする「ユニバーサルデザイン」の考えが提唱されるようになりました。

## 5. 同和問題

### (1) 経緯及び現状と課題

同和問題は、我が国固有の人権問題です。1965(昭和40)年の「同和对策審議会答申」は、同和問題の本質について「いわゆる同和問題とは、日本社会の歴史的発展の過程において形成された身分階層構造に基づく差別により、日本国民の一部の集団が経済的・社会的・文化的に低位の状態におかれ、現代社会においても、なお著しく基本的人権を侵害され、特に、近代社会の原理として何人にも保障されている市民的権利と自由が完全に保障されていないという、もっとも深刻にして重大な社会問題である。」と述べています。

この答申を受けて、1969（昭和 44）年に「同和対策事業特別措置法」を制定し、生活環境の改善、社会福祉の増進、産業の振興、職業の安定、教育の充実、人権擁護活動の強化などの施策を実施しました。

その後 2 度にわたって制定した「特別措置法」に基づき、2002（平成 14）年 3 月までの 33 年間にわたり、国、県、市町村が一体となって同和問題の解決に向け様々な取り組みを行いました。

県は、差別意識を解消するための教育・啓発の推進をはじめ、同和地区における教育の充実、雇用の促進、経営の安定、生活環境の改善などの対策を講じてきました。また、1994（平成 6）年には「島根県同和対策推進計画」を策定し、心理的差別の解消、人権意識の高揚に努めるとともに、同和地区における経済力の向上、住民の生活の安定及び福祉の向上を図り、差別のない明るい社会の実現に努めてきました。

市では、合併前の大東町、加茂町、木次町において 1971（昭和 46）年度から住環境整備事業に着手し、小集落改良住宅の建設をはじめ、道路、水路、墓地、地区集会所建設等の事業を実施し、地区の生活環境整備改善を図ってきました。また、各町村は、同和問題解決に向けた町村ぐるみによる推進体制として「同和教育推進協議会」を組織し、自治会や公民館単位による研修会、各種の講演会、また行政職員、教職員、企業、PTA 等による自主学習の実施、学校における同和教育の授業公開、広報紙等による啓発活動など様々な取り組みを行ってきました。

しかし、1996（平成 8）年に提出された国の「地域改善対策協議会意見具申」では、「差別意識は着実に解消に向けて進んでいるものの、結婚問題を中心に依然として根深く存在している」と述べられているように、生活環境の改善を中心とした物的事業については相当の成果を収めてきているものの、今なお差別意識が現存し、市においても差別事象が発生しており、差別意識解消に向けて、教育・啓発を一層推進する必要があります。このほか、同和問題に対する誤った意識が残っていることに乗じて不当な利益等を求めるえせ同和行為の横行などの問題も発生しており、同和問題に対する理解と認識が深まるような教育・啓発が必要です。

## （2）施策の基本的方向

1996（平成 8）年に閣議決定された「同和問題の早期解決に向けた今後の方策について」及び「島根県同和対策推進計画」に沿った教育・啓発を効果的に進めていくとともに以下の施策を推進します。

なお、2002（平成 14）年 3 月 31 日をもって「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」（地对財特法）が期限切れを迎え、同和地区・同和関係者を対象とする特別対策は終了しましたが、同和問題は依然として解決しておらず、法の終了が同和対策・同和教育の終了を意味するものではなく、今後も差別意識解消に向けて教育・啓発を推進します。

### ① 差別意識解消に向けた教育・啓発の推進

学校、家庭、地域社会が一体となった教育上の総合的な取り組みを



推進するため、教育・啓発の推進を図るための講演会、研修会等の開催、関係団体との密接な連携により効果的な取り組みを推進します。

これらの教育・啓発についてこれまでの成果を踏まえ、同和問題の正しい現状認識と理解が得られる学習内容の構成に努めます。併せて指導者の確保と養成にも努めます。

## ② 進路保障への取り組み

同和地区児童生徒をはじめ様々な困難を抱えている児童生徒、さらにはすべての児童生徒が、自ら主体的に学ぶ意欲と態度、また、確かな学力と豊かな感性を高め、健康の増進を図り、進路に対する明るい展望と差別に立ち向かう強い意志を持って、将来をたくましく切り拓いていこうとする態度や能力を身につけていくよう、進路保障への取り組みを進めます。

## ③ 活動拠点施設への支援

教育集会所、公民館などが、同和問題の解決に向けた活動の拠点施設として、教育・啓発活動の推進や福祉の向上並びに地域住民の交流の場としての活用が促進され、地域社会全体で活動が活発に推進されるよう支援します。

## ④ 就労問題への取り組み

同和地区住民の就職機会均等を確保し、雇用を促進して職業の安定を図ることは、同和問題解決に向けた重要課題の一つです。国、県等と連携し、様々な機会を通して雇用主に対し公正な採用選考について啓発を推進します。

## ⑤ えせ同和行為の排除

同和問題解決の阻害要因となっているえせ同和行為について、関係機関が連携し、情報交換、対応について協議するなど、その取り組みを強化します。

# 6. 外国人

## (1) 経緯及び現状と課題

我が国における外国人問題は、朝鮮の独立を認め、台湾、北方4島に対する一切の権利および請求権を放棄し、南太平洋の旧委任統治諸島をアメリカを施政権者とする信託統治のもとに置くという、国連安全保障理事会で成立した協定を承認した「サンフランシスコ平和条約」の発効により、日本国籍を喪失した旧植民地出身者、中でも在日韓国・朝鮮人に対する社会保障や参政権の付与などの処遇問題が中心となっていました。1979（昭和54）年の「国際人権規約」批准と1981（昭和56）年の「難民の地位に関する条約・議定書」加入を契機に、外国人法制について見直しが進められ、外国人への社会保障サービスの提供や、在日韓国人など特別永住資格者への指紋押捺義務の免除などを内容とした「外国人登録

法」の改正が行われました。

1980年代以降は、労働力不足を背景に多くの外国人労働者が日本の労働市場に流入し、不法就労問題など新たな問題が発生しました。こうした事態を受けて政府は1990（平成2）年に「出入国管理及び難民認定法」を改正し、日系2世、3世などの優先的入国・在留を認めることとしましたが、一方で生活保護の対象者や国民健康保険の加入条件など、在留資格の有無で権利の享受に明確な差異が設けられるようになりました。

ヒト・モノ・カネが国境を越えて行き交うボーダレス経済の進展や文化などの国際化の進展に伴って、我が国で生活する外国人は年々増加しています。平成17年12月末現在、県の外国人登録者数は5,869人で、本市においては318人となっています。県内においては、こうした外国人の増加に伴い、言語や文化、生活習慣や価値観の違いなどにより、外国人と地域住民との間に相互理解不足による誤解やトラブルも見受けられます。

近年では、参政権や地方公務員への採用にあたっての制約や、アパートの入居制限、飲食店や入浴施設での利用拒否や制限などの問題も発生しています。また、歴史的経緯から、やむを得ず日本に在住しなければならなくなった在日韓国・朝鮮人に対する偏見や差別が依然として残っています。

市が実施した「市民意識調査」によれば、外国人の人権を守るために必要なこととして「外国人との交流の促進」、「外国人が日本語を学習できる機会を増やす」、「日常生活に必要な情報の外国語による提供」が上位にあげられており、言語、習慣、制度、文化等の違いを相互理解するための交流促進や、在住外国人への支援が課題となっています。

## （2）施策の基本的方向

### ① 差別意識解消のための啓発の推進

在日韓国・朝鮮人問題の歴史や実態等を理解することは、真の共生社会実現に欠かせない重要な課題です。このため在日外国人に対する差別意識解消のための啓発活動を推進します。

### ② 外国人との地域社会づくりの推進

本市を訪れる外国人に生活習慣の違いによるトラブルを防ぐため、生活ルール、マナーの啓発に努めます。また、諸外国の人々の生活様式や文化の違いを理解するため、国際交流員及び外国語指導助手の協力を得て学校・地域社会での啓発活動を推進します。

また、2006（平成18）年4月、市内の国際交流団体（6団体）から組織される「雲南市国際文化交流協会」が発足しました。今後は、在住外国人への支援や各種国際交流活動の推進について連携しながら取り組みます。

## 7. 患者及び感染者等

### (1) 経緯及び現状と課題

国が定めた「人権教育のための国連10年に関する国内行動計画」には、HIV（ヒト免疫不全ウイルス）感染者及びハンセン病に関する差別や偏見が重要課題として取り上げられています。

エイズとは、ヒト免疫不全ウイルスによって起こる疾患で、正確には「後天性免疫不全症候群」といい、HIV感染者とは、エイズウイルスへの感染が確認されているがエイズを発病していないキャリアの状態の人を指します。

HIV感染者等は、医療、福祉など本来ならば積極的に保護され、支援されるべき人々ですが、医療拒否、就職や入学の拒否、職場の解雇などの人権問題が指摘されています。市が実施した「市民意識調査」によれば、親しくしている人がエイズ感染者だとわかった場合の付き合い方として、「今までどおり親しく付き合う」が約25%、「感染しないように配慮しながら付き合う」が約50%、「できるだけ付き合いを避ける」が約8%となっており、正しい知識の普及・啓発の推進が求められています。

またハンセン病回復者は、1996（平成8）年の「らい予防法」廃止まで続いた国の隔離政策が患者の人権を侵害し、差別や偏見を生む原因となり、多くの患者やその家族に大きな苦しみを与えてきました。ハンセン病回復者に関する人権上の問題について、市民意識調査では、「学校や地域におけるハンセン病についての教育・啓発が不十分である」が約45%、「ハンセン病回復者に対する偏見・差別が残っている」が約38%となっており、今後とも偏見・差別解消に向けた教育・啓発活動が課題となっています。

このほか、膠原病などの難病や慢性病患者も就職に際しての差別や結婚問題が指摘されています。

### (2) 施策の基本的方向

#### ① HIV感染者等に対する差別や偏見の是正のための教育・啓発

学校教育においてエイズを予防する能力や態度を育てるとともに、エイズに対する不安や差別・偏見を払拭するための教育を学校、家庭、地域が連携して推進します。

#### ② ハンセン病に関する正しい知識の普及・啓発

ハンセン病に関する正しい知識の普及・啓発を行います。

#### ③ 膠原病など難病等に関する正しい知識の普及・啓発

膠原病など難病等に関する正しい知識の普及・啓発を行います。

## 8. 犯罪被害者

### (1) 経緯及び現状と課題

我が国においては、1980（昭和 55）年に「犯罪被害者等給付金支給法」が制定され、生命または身体を害する故意の犯罪行為により不慮の死を遂げた人の遺族や身体に重い障害が残った人に対し、国が給付金を支給する「犯罪被害給付制度」が発足し、被害者への経済的援助が始まりました。

国際的にも、1985（昭和 60）年、犯罪防止及び犯罪者の処遇に関する第 7 回国連会議において、「被害者はその尊厳に対し同情と敬意をもって扱われるべきである」、「被害者が必要な物質的、医療的、精神的、社会的援助を受けられるようにし、その情報を被害者に提供すべきである」ことなどを規定した「犯罪被害者に関する司法の基本原則宣言」が採択されました。

これを受けて、我が国では犯罪被害者とその家族が生命・身体・財産上の被害だけでなく、捜査や裁判の過程での精神的負担の軽減、被害者回復支援策を法律上明記した「犯罪被害者等の保護を図るための刑事手続きに付随する措置に関する法律」（犯罪被害者保護法）を 2000（平成 12）年に制定しました。

犯罪被害者は、直接的な被害だけでなく、精神的ショックや身体の不調、医療費の負担や失職、転職などによる経済的困窮、あるいは周囲の人々の無責任なうわさ話や、時にはマスメディアの行き過ぎた取材等によるストレスに苦しんでいます。なかでも、トラウマ（心的外傷）や PTSD（心的外傷後ストレス障害）といわれる精神的被害が広く認識されるようになってきており、その支援が課題となっています。

市が実施した「市民意識調査」によると、今までに犯罪被害にあった経験を尋ねたところ約 80%の人は「ない」と答えています。犯罪被害者への支援として必要なこととして、「被害後における精神的ショックの軽減、回復」が約 53%、次いで「再び犯罪被害にあわないための措置」が約 39%、以下「犯人からの仕返しなどの不安の除去」が約 35%、「各種相談の充実、広報」が約 30%となっており、犯罪防止対策はもちろんのこと、精神的被害への対策が課題となっています。

### (2) 施策の基本的方向

#### ① 犯罪被害者の心情に配慮した対応

各種研修会、講演会等へ職員を派遣し、知識・技能の向上のみならず被害者の心情に配慮した対応を心がけます。

#### ② 被害者への支援活動の推進

県、市町村、司法機関、医療機関、民間団体等により組織している「島根県被害者支援連絡協議会」と連携を図りながら支援に努めます。犯罪被害者等からの相談については、県と連携しながら、その内容に

応じて各種相談窓口の紹介等を行い、利用を呼びかけることにより支援に努めます。

## 9. アイヌの人々

アイヌの人々は、北海道を中心に狩猟や漁労を中心とする営みの中で、独自の言語であるアイヌ語や、自然との共生を基本とした信仰や風俗習慣など固有の文化を育んできた先住民族です。

しかし、過去の同化政策などにより民族独自の文化が失われてきました。

こうしたアイヌの人々の歴史や文化への無関心や誤った認識から結婚や就職をはじめとして、差別や偏見が依然として存在しています。

このため、1997（平成9）年、アイヌの人々の民族としての誇りが尊重される社会の実現を図るとともに、我が国の多様な文化の発展に寄与することを目的として、「アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統に関する知識の普及及び啓発に関する法律」（アイヌ文化振興法）が制定されました。

この法律の趣旨に沿って、アイヌの人々への理解と認識が深まるよう啓発に努めます。

## 10. 刑を終えて出所した人等

刑を終えて出所した人や、その家族に対する差別や偏見により、円滑な社会復帰が困難な状況に置かれています。

このため、刑を終えて出所した人や、その家族の人権が侵害されることのないよう、差別や偏見の解消に向け、法務省松江保護観察所、雲南地区保護司会、大仁地区更生保護女性会等の関係機関、関係団体と連携・協力して啓発活動に努めます。

## 11. インターネットによる人権侵害

全世界で高度情報化社会（IT社会）が急速に進展し、誰でも手軽に情報の受発信ができる便利なメディアとして、インターネットやメールが急速に普及しています。その反面、誰でも匿名で、どのような情報でも簡単に発信できることから、他人を誹謗中傷する表現や差別を助長する表現、個人や団体にとって有害な情報がメールで送信されたり、インターネットの掲示板に掲載されたりするなど、人権に関わる問題が数多く発生しています。

インターネットでは、一度に多量の情報を送ったり、不特定多数の人が情報を見られるようにしたりすることができ、これらをすべて匿名で行えることが特徴です。

インターネットで公開された情報は、見る人の時間や場所などを問わないため、一旦流出してしまった情報は、最初の発信者の意図に関わら

ず急速にあらゆるところに流出する危険性をはらんでいます。インターネットの掲示板に、事件の捜査対象になっている未成年者の実名や顔写真等が多数掲載されるなどの人権侵害が発生しています。

このような状況に対して、憲法の保障する表現の自由に配慮しながらも、人権を侵害する悪質な情報の掲載に関しては、法的（\*2）な対応やプロバイダ業界の自主的な規制（\*3）による対応が進んでいますが、私たちが一人ひとりが人権意識を高め、自らの発言に責任を持つ、人を不快にさせるような言動をしない、情報を鵜呑みにせず正しい情報を自ら選び取るといったネットのモラルを守ることにより、悪質な人権侵害を防ぐ取り組みが求められています。

市は、個人のプライバシー（個人情報）や名誉に関する正しい理解を深めるため、市民への啓発活動を推進します。学校においては、情報の収集・発信における個人の責任や情報モラルについて理解させるための教育の充実を図ります。

（\*2）法的（「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律」（平成14年5月施行）：「プロバイダ責任制限法」を指し、インターネット上のホームページや電子掲示板において、名誉毀損、プライバシー侵害、著作権侵害など、特定の者の法的利益侵害される書き込みが行われた際に、被害者がプロバイダ等に対し、匿名で書き込みを行った者の氏名、住所等の情報開示等を求めることができる。）

（\*3）プロバイダ業界の自主的な規制（電気通信事業者協会など3団体で構成する「プロバイダ責任制限法ガイドライン等検討協議会」は、インターネット上の人権侵害行為について、法務省の人権擁護機関からプロバイダに対して情報の削除依頼があった場合の対応のガイドラインを作成し、迅速に対応することとした。）

## 12. その他の人権問題

現在の日本社会には、性的マイノリティー（\*4）とされる人びと、職業・就労形態などによる差別など、様々な人権問題があります。また複合差別（\*5）の問題にも関心が高まっています。

また、古くからの「ならわし」や「しきたり」の中には、合理的な理由や科学的根拠のないものが少なくない。思いこみや先入観が無意識のうちに差別意識を醸成してしまっている状況があり、日常生活における考え方や習慣についても問題意識を持つことが必要です。

社会の変化により、これからも新たな人権課題が表面化してくることが考えられます。しかし、このような様々な人権に関する問題に対して、私たち一人ひとりが共に社会を構成する一員としてあらゆる機会を通して人権意識の高揚を図り、差別や偏見をなくしていくための施策の推進に努めます。

（\*4）性的マイノリティー（同性愛、性同一性障害等の人びとの総称）。

国内では、2004（平成 16）年、「性同一障害者の性別の取扱いの特例に関する法律」が施行され、性同一障害者であって、家庭裁判所において性別の取扱いの変更の審判を受けた者については、他の性別に変わったものとみなして民法その他の法令の規定を適用することができるようになった。）

（\*5）複合差別（ひとりの当事者に複数の差別が重なってみうけられること）

## Ⅲ．施策の推進

### 1. 推進体制

この「基本方針」の推進にあたっては、全庁的な組織である「雲南市人権施策推進本部」を設置し、関係部局との密接な連携のもと、諸施策を実施します。

### 2. 雲南市人権センターの設置

人権問題の解決は、市民の人権意識の高まりを背景に今後ますます重要な課題になり、教育・啓発の必要性は高まっていくと考えられます。今後、人権を尊重する社会の実現と総合的な人権施策の推進に向けての取り組みが重要となります。

その際、これまでの同和問題解決の手法を活かすとともに、より総合的な取り組みが求められます。

このため、人権情報の収集・提供、啓発・研修などの諸施策を実施し、関係機関・団体との連絡・調整を図る人権センターを2004（平成 16）年11月1日、合併と同時に設置しました。

### 3. 人権啓発組織について

人権問題解決のための教育・啓発活動は、地域の実情に応じ、地域に密着したきめ細かな取り組みが重要です。

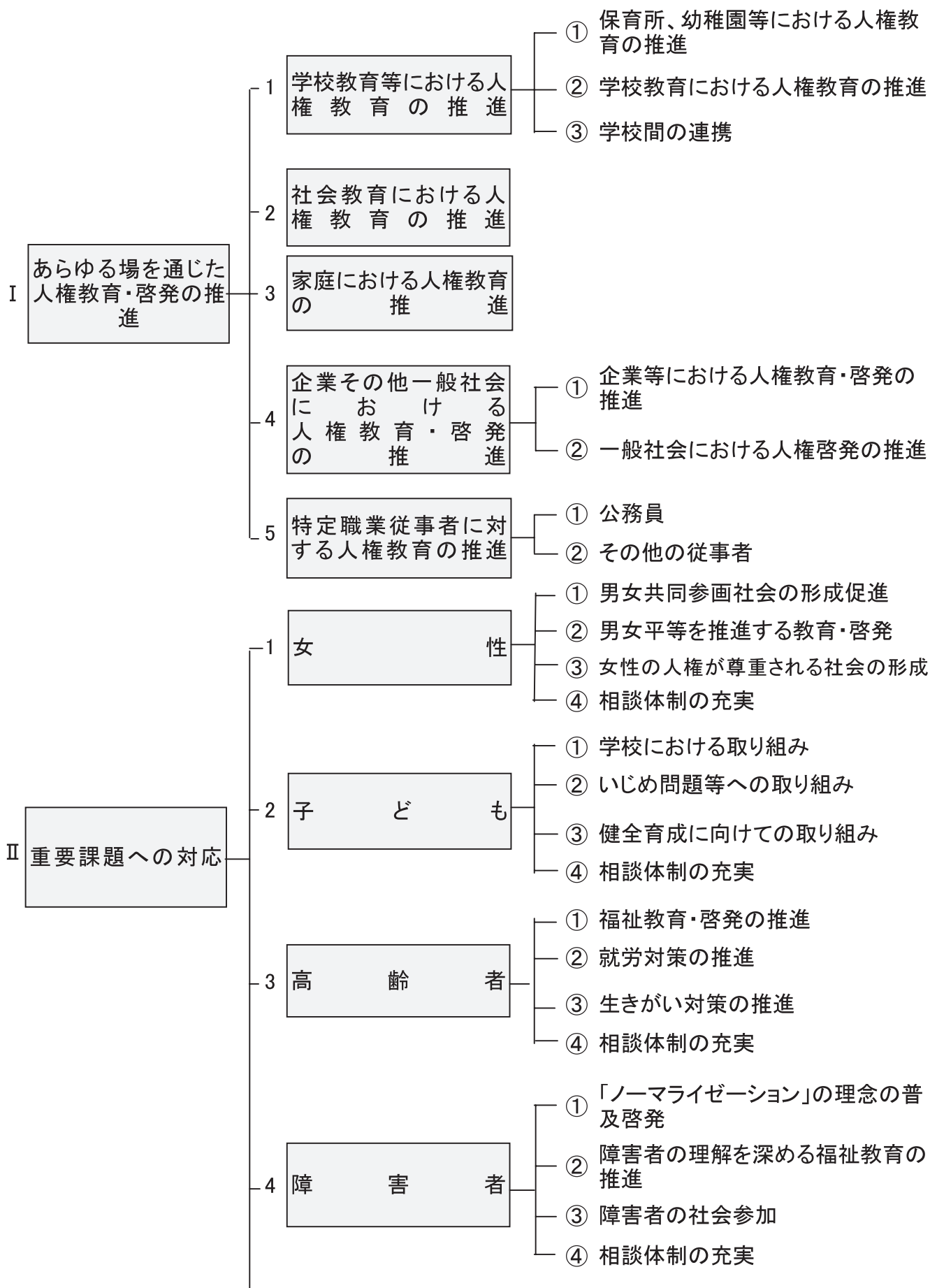
市では、住民と行政の協働による取り組みにあたって、活動の中核組織となる「雲南市人権・同和教育推進協議会」を平成 17 年 10 月に設立し、旧 6 町村にあった協議会を支部協議会として再編しました。今後は、市協議会及び支部協議会と密接な連携を図りながら教育・啓発活動を推進します。

### 4. 関係機関等との連携について

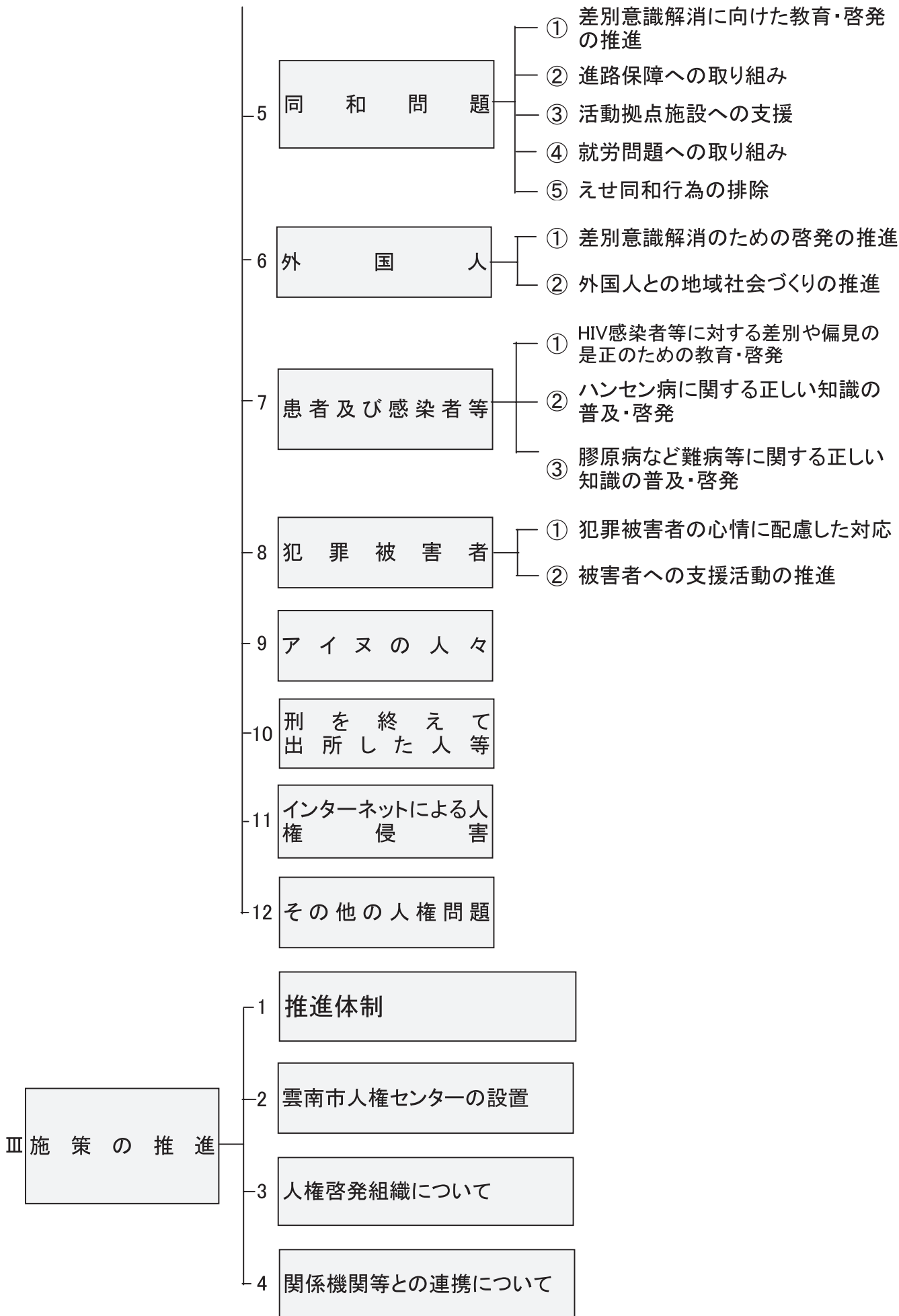
人権教育・啓発を効果的に推進していくためには、社会全体の取り組みが必要であり、国、県、市がそれぞれの役割に応じて協力しあい、連携していくことが重要です。

また、人権問題の解決を目指す多くの民間団体や企業、ボランティア団体、自主的な学習グループなどに対して情報の提供を行うとともに、その活動を支援し効果的な推進に努めます。

## 雲南市人権施策推進基本方針の施策体系









資 料

# 人権関係年表

| 国連等                                        | 国                                                                           | 県                                                 |
|--------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------|
| 1948 「世界人権宣言」採択                            | 1947 (昭和22) 「日本国憲法」施行                                                       |                                                   |
| 1965 「人種差別撤廃条約」採択                          | 1951 (昭和26) 「児童憲章」宣言                                                        |                                                   |
| 1966 「国際人権規約」採択                            | 1965 (昭和40) 「同和对策審議会答申」                                                     |                                                   |
| 1968 国際人権年                                 |                                                                             |                                                   |
|                                            | 1969 (昭和44)<br>「同和对策事業特別措置法」施行                                              |                                                   |
| 1975 国際婦人年                                 | 1970 (昭和45)<br>「障害者基本法」施行                                                   |                                                   |
| 1976 「国際婦人の10年」(~1985)                     |                                                                             |                                                   |
| 1979 「女子差別撤廃条約」採択                          |                                                                             |                                                   |
| 国際児童年                                      |                                                                             |                                                   |
| 1981 国際障害者年                                | 1982 (昭和57)<br>「地域改善対策特別措置法」施行                                              |                                                   |
| 1983 「国際障害者の10年」(~1992)                    | 1986 (昭和61)<br>「男女雇用機会均等法」施行                                                |                                                   |
| 1989 「児童の権利に関する条約」採択                       |                                                                             | 1994 (平成6)<br>「島根県同和对策推進計画」策定<br>「人権尊重の県」宣言に関する決議 |
| 1994 「人権教育のための国連10年」(~2004)宣言              | 1995 (平成7)<br>「高齢社会対策基本法」施行                                                 | 1995 (平成7)<br>「しまね女性プラン21」策定<br>「島根県農山漁村女性ビジョン」策定 |
|                                            | 1996 (平成8)<br>「地域改善対策協議会意見具申」<br>「男女共同参画2000年プラン」策定                         | 1996 (平成8)<br>「島根県児童育成計画(しまねエンゼルプラン)」策定           |
|                                            | 1997 (平成9)<br>「人権擁護施策推進法」施行<br>「アイヌ文化振興法」施行<br>「人権教育に関する国連10年に関する国内行動計画」策定  | 1997 (平成9)<br>「しまね障害者プラン」策定                       |
| 1999 国際高齢者年                                | 1999 (平成11)<br>「男女共同参画社会基本法」施行<br>「人権擁護推進審議会答申(人権教育・啓発のあり方)」                | 1998 (平成10)<br>「島根県ひとにやさしいまちづくり条例」制定              |
|                                            | 2000 (平成12)<br>「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」施行<br>「児童虐待防止法」施行<br>「犯罪被害者保護法」施行       | 2000 (平成12)<br>「島根県人権施策推進基本方針」策定                  |
|                                            | 2001 (平成13年)<br>「DV防止法」施行                                                   |                                                   |
|                                            | 2002 (平成14)<br>「人権教育・啓発に関する基本計画」策定                                          |                                                   |
|                                            | 2003 (平成15)<br>「個人情報保護に関する法律」施行                                             | 2003 (平成15)<br>島根県人権啓発推進センター設置                    |
| 2005 「人権教育のための世界プログラム」承認(第1段階 2005年~2007年) | 2006 (平成18)<br>「障害者自立支援法」施行<br>「人権教育の指導方法等の在り方について」第二次とりまとめ<br>「高齢者虐待防止法」施行 | 「島根はつらつプラン」策定                                     |

## 雲南市

|                                                                                    |  |                                            |
|------------------------------------------------------------------------------------|--|--------------------------------------------|
| 2004 (平成16)<br>雲南市誕生(H16.11.1)<br>雲南市人権センター設置                                      |  |                                            |
| 2005 (平成17)<br>○「雲南市総合計画」(~2006) ○「雲南市教育基本計画」策定<br>策定<br>○「雲南市人権施策推進基本方針」(~2006)策定 |  | ○『「平和を」の都市宣言』採択<br>○「雲南市男女共同参画計画」(~2006)策定 |

# 世界人権宣言

1948年12月10日

第3回国際連合総会 採択

## 前文

人類社会のすべての構成員の固有の尊厳と平等で譲ることのできない権利とを承認することは、世界における自由、正義及び平和の基礎であるので、

人権の無視及び軽侮が、人類の良心を踏みにじった野蛮行為をもたらし、言論及び信仰の自由が受けられ、恐怖及び欠乏のない世界の到来が、一般の人々の最高の願望として宣言されたので、

人間が専制と圧迫とに対する最後の手段として反逆に訴えることがないようにするためには、法の支配によって人権保護することが肝要であるので、

諸国間の友好関係の発展を促進することが、肝要であるので、

国際連合の諸国民は、国際連合憲章において、基本的人権、人間の尊厳及び価値並びに男女の同権についての信念を再確認し、かつ、一層大きな自由のうちで社会的進歩と生活水準の向上とを促進することを決意したので、

加盟国は、国際連合と協力して、人権及び基本的自由の普遍的な尊重及び遵守の促進を達成することを誓約したので、

これらの権利及び自由に対する共通の理解は、この誓約を完全にするためにもっとも重要であるので、

よって、ここに、国際連合総会は、

社会の各個人及び各機関が、この世界人権宣言を常に念頭に置きながら、加盟国自身の人民の間にも、また、加盟国の管轄下にある地域の人民の間にも、これらの権利と自由との尊重を指導及び教育によって促進すること並びにそれらの普遍的かつ効果的な承認と遵守とを国内的及び国際的な漸進的措置によって確保することに努力するように、すべての人民とすべての国とが達成すべき共通の基準として、この世界人権宣言を公布する。

## 第1条

すべての人間は、生れながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である。人間は、理性と良心とを授けられており、互いに同胞の精神をもって行動しなければならない。

## 第2条

1 すべて人は、人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治上その他の意見、国民的若しくは社会的出身、財産、門地その他の地位又はこれに類するいかなる事由による差別をも受けることなく、この宣言に掲げるすべての権利と自由とを享有することができる。

2 さらに、個人の属する国又は地域が独立国であると、信託統治地域であると、非自治地域であると、又は他のなんらかの主権制限の下にあるとを問わず、その国又は地域の政治上、管轄上又は国際上の地位に基づきいかなる差別もしてはならない。

## 第3条

すべて人は、生命、自由及び身体の安全に対する権利を有する。

## 第4条

何人も、奴隷にされ、又は苦役に服することはない。奴隷制度及び奴隷売買は、いかなる形においても禁止する。

## 第5条

何人も、拷問又は残虐な、非人道的な若しくは屈辱的な取扱若しくは刑罰を受けることはない。

## 第6条

すべて人は、いかなる場所においても、法の下において、人として認められる権利を有する。

## 第7条

すべての人は、法の下において平等であり、また、いかなる差別もなしに法の平等な保護を受ける権利を有する。すべての人は、この宣言に違反するいかなる差別に対しても、また、そのような差別をそそのかすいかなる行為に対しても、平等な保護を受ける権利を有する。

#### 第8条

すべて人は、憲法又は法律によって与えられた基本的権利を侵害する行為に対し、権限を有する国内裁判所による効果的な救済を受ける権利を有する。

#### 第9条

何人も、ほしいままに逮捕、拘禁、又は追放されることはない。

#### 第10条

すべて人は、自己の権利及び義務並びに自己に対する刑事責任が決定されるに当っては、独立の公平な裁判所による公正な公開の審理を受けることについて完全に平等の権利を有する。

#### 第11条

- 1 犯罪の訴追を受けた者は、すべて、自己の弁護に必要なすべての保障を与えられた公開の裁判において法律に従って有罪の立証があるまでは、無罪と推定される権利を有する。
- 2 何人も、実行の時に国内法又は国際法により犯罪を構成しなかった作為又は不作為のために有罪とされることはない。また、犯罪が行われた時に適用される刑罰より重い刑罰を課せられない。

#### 第12条

何人も、自己の私事、家族、家庭若しくは通信に対して、ほしいままに干渉され、又は名誉及び信用に対して攻撃を受けることはない。人はすべて、このような干渉又は攻撃に対して法の保護を受ける権利を有する。

#### 第13条

- 1 すべて人は、各国の境界内において自由に移転及び居住する権利を有する。
- 2 すべて人は、自国その他いずれの国をも立ち去り、及び自国に帰る権利を有する。

#### 第14条

- 1 すべて人は、迫害を免れるため、他国に避難することを求め、かつ、避難する権利を有する。
- 2 この権利は、もっぱら非政治犯罪又は国際連合の目的及び原則に反する行為を原因とする訴追の場合には、援用することはできない。

#### 第15条

- 1 すべて人は、国籍をもつ権利を有する。
- 2 何人も、ほしいままにその国籍を奪われ、又はその国籍を変更する権利を否認されることはない。

#### 第16条

- 1 成年の男女は、人権、国籍又は宗教によるいかなる制限をも受けることなく、婚姻し、かつ家庭をつくる権利を有する。成年の男女は、婚姻中及びその解消に際し、婚姻に関し平等の権利を有する。
- 2 婚姻は、両当事者の自由かつ完全な合意によってのみ成立する。
- 3 家庭は、社会の自然かつ基礎的な集団単位であって、社会及び国の保護を受ける権利を有する。

#### 第17条

- 1 すべて人は、単独で又は他の者と共同して財産を所有する権利を有する。
- 2 何人も、ほしいままに自己の財産を奪われることはない。

#### 第18条

すべて人は、思想、良心及び宗教の自由に対する権利を有する。この権利は、宗教又は信念を変更する自由並びに単独で又は他の者と共同して、公的に又は私的に、布教、行事、礼拝及び儀式によって宗教又は信念を表明する自由を含む。

#### 第19条

すべて人は、意見及び表現の自由に対する権利を有する。この権利は、干渉を受けることなく自己の意見をもつ自由並びにあらゆる手段により、また、国境を越えると否とにかかわらず、情報及び思想を求め、受け、及び伝える自由を含む。

#### 第20条

- 1 すべての人は、平和的集会及び結社の自由に対する権利を有する。
- 2 何人も、結社に属することを強制されない。

#### 第21条

- 1 すべて人は、直接に又は自由に選出された代表者を通じて、自国の政治に参加する権利を有する。
- 2 すべて人は、自国においてひとしく公務につく権利を有する。

- 3 人民の意思は、統治の権力を基礎とならなければならない。この意思は、定期のかつ真正な選挙によって表明されなければならない。この選挙は、平等の普通選挙によるものでなければならず、また、秘密投票又はこれと同等の自由が保障される投票手続によって行われなければならない。

#### 第22条

すべて人は、社会の一員として、社会保障を受ける権利を有し、かつ、国家的努力及び国際的協力により、また、各国の組織及び資源に応じて、自己の尊厳と自己の人格の自由な発展とに欠くことのできない経済的、社会的及び文化的権利を実現する権利を有する。

#### 第23条

- 1 すべて人は、勤労し、職業を自由に選択し、公正かつ有利な勤労条件を確保し、及び失業に対する保護を受ける権利を有する。
- 2 すべて人は、いかなる差別をも受けることなく、同等の勤労に対し、同等の報酬を受ける権利を有する。
- 3 勤労する者は、すべて、自己及び家族に対して人間の尊厳にふさわしい生活を保障する公正かつ有利な報酬を受け、かつ、必要な場合には、他の社会的保護手段によって補充を受けることができる。
- 4 すべて人は、自己の利益を保護するために労働組合を組織し、及びこれに参加する権利を有する。

#### 第24条

すべて人は、労働時間の合理的な制限及び定期的な有給休暇を含む休息及び余暇をもつ権利を有する。

#### 第25条

- 1 すべて人は、衣食住、医療及び必要な社会的施設等により、自己及び家族の健康及び福祉に十分な生活水準を保持する権利並びに失業、疾病、心身障害、配偶者の死亡、老齢その他不可抗力による生活不能の場合は、保障を受ける権利を有する。
- 2 母と子とは、特別の保護及び援助を受ける権利を有する。すべての児童は、嫡出であると否とを問わず、同じ社会的保護を受ける。

#### 第26条

- 1 すべて人は、教育を受ける権利を有する。教育は、少なくとも初等の及び基礎的の段階においては、無償でなければならない。初等教育は、義務的でなければならない。技術教育及び職業教育は、一般に利用できるものでなければならず、また、高等教育は、能力に応じ、すべての者にひとしく開放されていなければならない。
- 2 教育は、人格の完全な発展並びに人権及び基本的自由の尊重の強化を目的としなければならない。教育は、すべての国又は人種の若しくは宗教的集団の相互間の理解、寛容及び友好関係を増進し、かつ、平和の維持のため、国際連合の活動を促進するものでなければならない。
- 3 親は、子に与える教育の種類を選択する優先的権利を有する。

#### 第27条

- 1 すべて人は、自由に社会の文化生活に参加し、芸術を鑑賞し、及び科学の進歩とその恩恵とにあずかる権利を有する。
- 2 すべて人は、その創作した科学的、文学的又は美術的作品から生ずる精神的及び物質的利益を保護される権利を有する。

#### 第28条

すべて人は、この宣言に掲げる権利及び自由が完全に実現される社会的及び国際的秩序に対する権利を有する。

#### 第29条

- 1 すべて人は、その人格の自由かつ完全な発展がその中にあるのみ可能である社会に対して義務を負う。
- 2 すべて人は、自己の権利及び自由を行使するに当っては、他人の権利及び自由の正当な承認及び尊重を保障すること並びに民主的社会における道徳、公の秩序及び一般の福祉の正当な要求を満たすことをもつばら目的として法律によって定められた制限にのみ服する。
- 3 これらの権利及び自由は、いかなる場合にも、国際連合の目的及び原則に反して行使してはならない。

#### 第30条

この宣言のいかなる規定も、いずれかの国、集団又は個人に対して、この宣言に掲げる権利及び自由の破壊を目的とする活動に従事し、又はそのような目的を有する行為を行う権利を認めるものと解釈してはならない。

# 日本国憲法(抄)

昭和21年11月3日公布

昭和22年5月3日施行

日本国民は、正当に選挙された国会における代表者を通じて行動し、われらとわれらの子孫のために、諸国民との協和による成果と、わが国全土にわたつて自由のもたらす恵沢を確保し、政府の行為によつて再び戦争の惨禍が起ることのないやうにすることを決意し、ここに主権が国民に存することを宣言し、この憲法を確定する。そもそも国政は、国民の厳粛な信託によるものであつて、その権威は国民に由来し、その権力は国民の代表者がこれを行使し、その福利は国民がこれを享受する。これは人類普遍の原理であり、この憲法は、かかる原理に基くものである。われらは、これに反する一切の憲法、法令及び詔勅を排除する。

日本国民は、恒久の平和を念願し、人間相互の関係を支配する崇高な理想を深く自覚するのであつて、平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した。われらは、平和を維持し、専制と隷従、圧迫と偏狭を地上から永遠に除去しようと努めてゐる国際社会において、名誉ある地位を占めたいと思ふ。われらは、全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する。

われらは、いづれの国家も、自国のことのみに専念して他国を無視してはならないのであつて、政治道徳の法則は、普遍的なものであり、この法則に従ふことは、自国の主権を維持し、他国と対等関係に立たうとする各国の責務であると信ずる。

日本国民は、国家の名誉にかけ、全力をあげてこの崇高な理想と目的を達成することを誓ふ。

## 第3章 国民の権利及び義務

### 第11条

国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与へられる。

### 第12条

この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力によつて、これを保持しなければならない。又、国民は、これを濫用してはならないのであつて、常に公共の福祉のためにこれを利用する責任を負ふ。

### 第13条

すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。

### 第14条

すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。

② 華族その他の貴族の制度は、これを認めない。

③ 荣誉、勲章その他の栄典の授与は、いかなる特権も伴はない。栄典の授与は、現にこれを有し、又は将来これを受ける者の一代に限り、その効力を有する。

### 第19条

思想及び良心の自由は、これを侵してはならない。

### 第20条

信教の自由は、何人に対してもこれを保障する。いかなる宗教団体も、国から特権を受け、又は政治上の権力を行使してはならない。

② 何人も、宗教上の行為、祝典、儀式又は行事に参加することを強制されない。

③ 国及びその機関は、宗教教育その他いかなる宗教的活動もしてはならない。

### 第21条

集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由は、これを保障する。

② 検閲は、これをしてはならない。通信の秘密は、これを侵してはならない。

第22条

何人も、公共の福祉に反しない限り、居住、移転及び職業選択の自由を有する。

② 何人も、外国に移住し、又は国籍を離脱する自由を侵されない。

第23条

学問の自由は、これを保障する。

第24条

婚姻は、両性の合意のみに基いて成立し、夫婦が同等の権利を有することを基本として、相互の協力により、維持されなければならない。

② 配偶者の選択、財産権、相続、住居の選定、離婚並びに婚姻及び家族に関するその他の事項に関しては、法律は、個人の尊厳と両性の本質的平等に立脚して、制定されなければならない。

第25条

すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。

② 国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。

第26条

すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する。

② すべて国民は、法律の定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負ふ。義務教育は、これを無償とする。

第27条

すべて国民は、勤労の権利を有し、義務を負ふ。

② 賃金、就業時間、休息その他の勤労条件に関する基準は、法律でこれを定める。

③ 児童は、これを酷使してはならない。

第10章 最高法規

第97条

この憲法が日本国民に保障する基本的人権は、人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果であつて、これらの権利は、過去幾多の試練に堪へ、現在及び将来の国民に対し、侵すことのできない永久の権利として信託されたものである。



# 「人権教育のための国連10年」に関する国内行動計画

平成9年7月4日

人権教育のための国連10年推進本部

平成6年（1994年）12月の国連総会において、平成7年（1995年）から平成16年（2004年）までの10年間を「人権教育のための国連10年」とすることが決議された。

これを受けて、政府は「人権教育のための国連10年」に係る施策について、関係行政機関相互の緊密な連携・協力を確保し、総合的かつ効果的な推進を図るため、平成7年（1995年）12月15日、閣議決定により、内閣に人権教育のための国連10年推進本部を設置した。

推進本部は平成8年（1996年）3月18日、第1回会合を開催し、政府として積極的な取組を推進していくことを確認した後、国内行動計画の策定作業を進め、平成8年（1996年）12月6日に、「人権教育のための国連10年」に関する国内行動計画（中間まとめ）を公表した。

その後、推進本部においては、中間まとめに対して各方面から寄せられた意見等に十分配慮しつつ検討を進め、このたび「人権教育のための国連10年」に関する国内行動計画を取りまとめた。

人権教育のための国連10年推進本部は、この国内行動計画に掲げられた諸施策の着実な実施等を通じて、人権教育の積極的推進を図り、もって、国際的視野に立って一人一人の人権が尊重される、真に豊かでゆとりのある人権国家の実現を期するものである。

（注）「人権教育」とは、「知識と技術の伝達及び態度の形成を通じ、人権という普遍的文化を構築するために行う研修、普及及び広報努力」と「人権教育のための国連10年行動計画」において定義されている。

## 1. 基本的考え方

- (1) 冷戦終了後、東西対立の崩壊とともに、世界各地で地域紛争やこれに伴う顕著な人権侵害、難民発生など、深刻な問題が表面化した。しかし、一方で東西対立の崩壊は、国際社会全体での議論を可能とする環境を創り出し、人権に取り組む気運が高まった。

平成5年（1993年）には、世界人権宣言採択45周年を機に、これまでの人権活動の成果を検証し、現在直面している問題、今後進むべき方向を協議することを目的としてウィーンにおいて世界人権会議が開催された。この会議は全ての人権が普遍的であり、人権が正当な国際的関心事であることを確認し、人権教育の重要性を強調した点で重要な出来事であった。以後、国連としての人権に対する取組も強化され、平成6年（1994年）には人権問題を総合的に調整する役割を担う国連人権高等弁務官が創設されたほか、第49回国連総会（平成6年（1994）年12月）では「人権教育のための国連10年」を決定する決議が採択された。また、平成7年（1995年）9月に北京で開催された第4回世界女性会議においては、女性の権利は人権であることが明確に謳われるとともに、人権教育の重要性が指摘された。こうした動きは、人権に対する国際的関心が結晶化したものである。

人権の擁護・促進のためには、そもそも人権とは何かということを各人が理解し、人権尊重の意識を高めることが重要であり、人権教育は、国際社会が協力して進めるべき基本的課題である。

- (2) 人権教育の推進に当たっては、このような国際的潮流とともに、平成8年（1996年）5月17日の地域改善対策協議会意見具申に述べられている次のような認識を踏まえることが重要である。「今世紀、人類は、二度にわたる世界大戦の惨禍を経験し、平和が如何にかけがえないものであるかを学んだ。しかし、世界の人々の平和への願いにもかかわらず、冷戦構造の崩壊後も、依然として各地で地域紛争が多発し、多くの犠牲者を出している。紛争の背景は一概には言えないが、人種、民族間の対立や偏見、そして差別の存在が大きな原因の一つであると思われる。こうした中で、人類は、『平和のないところに人権は存在し得ない』、『人権のないところに平和は存在し得ない』という大きな教訓を得た。今や、人権の尊重が平和の基礎であるということが世界の共通認識になりつつある。このような意味において、21世紀は『人権の世紀』と呼ぶことができよう。

我が国は、国際社会の一員として、国際人権規約をはじめとする人権に関する多くの条約に加入している。懸案となっていた『あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約』（人種差別撤廃条約）にも加

入した。世界の平和を願う我が国が、世界各国との連携・協力の下に、全ての人の人権が尊重され、あらゆる差別の解消を目指す国際社会の重要な一員として、その役割を積極的に果たしていくことは、『人権の世紀』である21世紀に向けた我が国の重要な責務というべきである。」

(3) 翻って我が国社会を見ると、依然として、様々な人権問題が存在している。また、近年、著しく国際化、ボーダーレス化が進展している状況下において、広く国民の間に多元的文化、多様性を容認する「共生の心」を醸成することが何よりも要請される。このため、各種の啓発と相まって、人権に関する教育の一層の充実を図る必要がある。さらに社会の複雑化、個人の人権意識の高揚、価値観の多様化等に伴い、従来あまり問題視されなかった分野においても各人の人権が強く認識されるようになってきたことから、新たな視点に立った人権教育・啓発の必要性も生じてきている。このような我が国の現状に鑑みると、「人権教育のための国連10年」は、全ての人権の不可分性と相互依存性を認識し、人権尊重の意識の高揚を図り、もって「人権」という普遍的文化の創造を目指すものであって、その意義は極めて重要である。

(4) この国内行動計画は、憲法の定める基本的人権の尊重の原則及び世界人権宣言などの人権関係国際文書の趣旨に基づき、人権の概念及び価値が広く理解され、我が国において人権という普遍的文化を構築することを目的に、あらゆる場を通じて訓練・研修、広報、情報提供努力を積極的に行うことを目標とする。

また、人権教育を進めるに当たっては、人権にかかわりの深い特定の職業に従事する者に対する取組を強化するとともに、本10年の展開において、女性、子ども、高齢者、障害者、同和問題、アイヌの人々、外国人、H I V感染者等、刑を終えて出所した人などの重要課題に積極的に取り組むこととする。

(5) さらに、我が国は人権分野でも国際社会において積極的な役割を果たして行くべきであり、特に国連を始めとする人権関係の国際的フォーラムは重要である。そのためにも、我が国の国民の生活が深く他国の国民の生活と結びついていることを認識しつつ、人権教育の推進を通じ、他国・他地域の人権状況についても関心を深め、国内外の人権意識の高揚を図っていくことが必要である。また、本10年の実施に当たっては、国内の実施措置とともに、国際社会、なかんずくアジア太平洋地域の国々と協力・協調して人権教育を促進していくとの視点が必要である。

(6) また、人権の問題は、国民一人一人が人権の意識を高め、他者の価値を尊重する意識、態度の涵養が重要である。このためには、政府の果たす役割とともに、地方公共団体、民間団体等に期待される役割も大きい。

このため、地方公共団体、民間団体等がそれぞれの分野において、この行動計画の趣旨に沿った様々な取組を展開することを期待する。政府としては、この計画を実施するに当たっては、これらの団体等の取組、意見に配慮する。また、人権教育を広く国民各層に浸透させるため、様々な機会をとらえて「人権教育のための国連10年」の趣旨等を広める必要がある。

## 2. あらゆる場を通じた人権教育の推進

### (1) 学校教育における人権教育の推進

学校教育においては、日本国憲法及び教育基本法並びに国際人権規約、児童の権利に関する条約等の精神にのっとり、人権教育を推進する。その際、依然として様々な人権問題が存在していることを踏まえ、初等中等教育においては、幼児児童生徒がすべての人の人権を尊重する意識を高める教育を一層充実する。また、大学教育においては、それまでの教育の成果を確実なものとし、人権意識を更に高揚させるよう配慮する。

特に、以下の諸施策を積極的に推進する。

- ① 初等中等教育において、児童生徒の発達段階に即し、各教科、道徳、特別活動等の特質に応じながら、各学校の教育活動全体を通じて人権尊重の意識を高め、一人一人を大切に教育を推進する。なお、幼児期の教育においては、幼児の発達の特性を踏まえ、人権尊重の精神の芽生えを育むことに努める。
- ② 研究指定校等による実践的調査研究や各種資料の作成等により、人権教育に関する指導内容・方法を充実させる。また、このような趣旨を実現するため、地方公共団体や学校による、地域や学校の実態に即した取組を一層促進する。さらに、教員等を対象とする各種研修や情報の提供等により学校における人権教育を支援する。
- ③ 各大学における人権に関する教育・啓発活動について、一層の取組に配慮する。

(2) 社会教育における人権教育の推進

社会教育においても、日本国憲法及び教育基本法の本質にのっとり、人権尊重の意識を高める教育が推進されてきており、今後とも、人権を現代的学習課題の一つとして示した生涯学習審議会答申（平成4年（1992年）7月）等を踏まえ、生涯学習の振興のための各種の施策を通じて、人権に関する学習を一層推進していく。

特に、以下の諸施策を積極的に推進する。

- ① 公民館を始めとする社会教育施設を拠点とした学級・講座の開設、ボランティア活動の推進を図るとともに、大学の公開講座の実施等により、人権に関する学習機会を充実させる。
- ② 人権に関する学習活動を総合的に推進するための事業を実施する。
- ③ 非識字問題の解消を図る識字教育を充実するとともに、障害者等の学習機会を充実させる。
- ④ 人権に関する学習活動のための指導者養成、資料の作成、学習情報提供・学習相談体制の整備・充実を図る。

(3) 企業その他一般社会における人権教育等の推進

企業その他一般社会においても、人権思想の普及・高揚のための人権教育・啓発を推進しているところであるが、人権尊重の意識のさらなる高揚を図るため、特に以下の施策を推進する。

- ① 人権が侵害された場合における被害者の救済に関する施策について調査研究する。
- ② 一般社会における人権教育の手法等に関する調査研究、人権教育に関するプログラムの開発及び人権擁護に関するマニュアル、パンフレット、教材、資料等の作成を行い、これによる効果的な啓発活動を推進する。
- ③ 世界人権宣言を始めとする国連人権関係文書の趣旨の普及・広報及びマスメディアの活用を図る。特に世界人権宣言採択50周年に当たる平成10年（1998年）には、記念式典を始めとする各種記念事業を実施する。
- ④ 人権擁護委員を始めとする人権教育の指導者の育成及びボランティアの積極的活用を図る。
- ⑤ 人権に関する情報の整備・充実を行い、一般市民が利用しやすい環境を整備する。
- ⑥ 人権相談体制の充実により人権思想を普及・高揚させる。
- ⑦ 財団法人人権教育啓発推進センターにおける、人権教育及び人権啓発を推進し、支援するための活動に対して、関係省庁はこれを積極的に支援する。
- ⑧ 企業等に対して就職の機会均等を確保するための公正な採用選考システムの確立が図られるよう指導・啓発を行う。

(4) 特定の職業に従事する者に対する人権教育の推進

人権教育の推進に当たっては、人権にかかわりの深い特定の職業に従事する者に対して、人権教育に関する取組を強化する必要がある。

そこで、以下のとおり特定の職業に従事する者に対する研修等における人権教育の充実に努める。

- ① 検察職員  
人権を尊重した検察活動を徹底するため、検察官及び検察事務官に対する各種研修における人権教育を充実させる。
- ② 矯正施設・更生保護関係職員等  
ア 刑務所、拘置所、少年院及び少年鑑別所等の矯正施設における被収容者の人権の尊重を図る観点から、矯正施設の職員の各種研修における人権教育を充実させ、施設の監督職員に対する指導を行う。  
イ 保護観察対象者並びに刑務所や少年院等矯正施設に在所中の者及び引受人等関係者の人権の尊重を図る観点から、保護司研修及び更生保護関係職員に対する各種研修における人権教育を充実・徹底する。
- ③ 入国管理関係職員  
出入国審査、在留資格審査等の対象たる外国人及び入国者収容所等の収容施設における被収容者の人権の尊重を図る観点から、入国審査官、入国警備官等に対する各種研修における人権教育を充実させる。
- ④ 教員・社会教育関係職員  
学校の教員や社会教育主事などの社会教育関係職員については、各種研修、資料の作成等を通じ、人権に関する理解・認識を一層向上させる。

⑤ 医療関係者

医師・歯科医師・薬剤師・看護婦・理学療法士・作業療法士等医療関係者を育成する学校や養成所における人権教育を拡充する。

⑥ 福祉関係職員

ア 民生委員・児童委員に対する人権に関する研修を充実させる。

イ ホームヘルパーや福祉施設職員に対する子ども、高齢者、障害者等の人権に関する研修を充実させる。

ウ 社会福祉施設職員及び介護福祉士等の養成・研修に対し、人権意識の普及・高揚が図られるようその教育研修の内容を充実させる。

エ 保母養成施設など児童福祉関係職員養成所における子どもの人権についての教育を充実させる。

⑦ 海上保安官

法の励行に携わる海上保安官の人権を尊重する知識の涵養を図るため、海上保安大学校等の教育機関の学生に対する人権教育、海上保安官に対する階層別研修における人権教育を充実し、質の向上に努める。

⑧ 労働行政関係職員

労働基準監督署職員及び公共職業安定所職員については、各種研修の場を通じ、人権に関する理解・認識を一層向上させる。

⑨ 消防職員

消防大学校において、消防職員に対し、人権教育を実施する。

⑩ 警察職員

人権を尊重した警察活動を徹底するため、「警察職員の信条」に基づく職業倫理教養の推進、適切な市民応接活動の強化を始めとする被疑者、被留置者、被害者その他関係者の人権への配慮に重点を置いた職場及び各級警察学校における教育訓練を充実させる。

⑪ 自衛官

防衛大学校・各自衛隊の幹部候補生学校等における各教育課程での人権教育を推進する。

⑫ 公務員

すべての公務員が人権問題を正しく認識し、それぞれの行政において適切な対応が行えるよう各研修における人権教育を充実させる。

⑬ マスメディア関係者

人権問題に関してマスメディアが大きな影響力を有していることに鑑み、マスメディアに従事する関係者において人権教育のための自主的取組が行われることを促す。

3. 重要課題への対応

人権教育の推進に当たっては、女性、子ども、高齢者、障害者、同和問題、アイヌの人々、外国人、HIV感染者等、刑を終えて出所した人等の重要課題に関して、それぞれの固有の問題点についてのアプローチとともに、法の下での平等、個人の尊重という普遍的な視点からのアプローチにも留意する。

(1) 女性

女性の人権に関しては、昭和54年（1979年）12月、第34回国連総会で「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約（女子差別撤廃条約）」が採択され、近年の国際会議においてもその重要性が大きく取り上げられている。

平成5年（1993年）6月にウィーンで開催された世界人権会議で採択された「ウィーン宣言及び行動計画」において、男女の平等な地位及び女性の人権、特に女性に対する暴力の根絶が打ち出され、同年12月には第48回国連総会において、「女性に対する暴力の撤廃に関する宣言」が採択された。さらに、国連環境開発会議や国際人口・開発会議、社会開発サミットでも女性の人権の重要性が強調された。

平成7年（1995年）9月に北京で開催された第4回世界女性会議で採択された「北京宣言」において「女性の権利は人権である」と謳われ、「行動綱領」では、「女性と健康」、「女性に対する暴力」、「女性の人権」、「女性とメディア」、「女兒」等12の重大問題領域が設定され、具体的な行動が提案された。

国内的には、平成8年（1996年）7月、男女共同参画審議会から「男女共同参画ビジョンー21世紀の新

たな価値の創造」が答申され、同年12月には、男女共同参画推進本部において、「男女共同参画2000年プランー男女共同参画社会の形成の促進に関する平成12年（西暦2000年）度までの国内行動計画ー」が策定された。

これらの動向及び「男女共同参画2000年プラン」を踏まえ、以下の取組を進める。

- ① 男女共同参画推進本部を中心に、男女共同参画社会の形成に向けて政府一体となった取組の一層の推進を図る。
  - ② 政策・方針決定過程への女性の参画を拡大するため、政府が率先垂範して取組を進めるとともに、企業、各種団体等に対し協力要請を行い、社会的気運の醸成を図る。
  - ③ 男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し、意識の改革を図るため、人権週間、婦人週間等多様な機会、多様な媒体を通じ、国民的広がりを持った啓発・広報活動を展開する。また、女性の権利に関連の深い国内法令や、女子差別撤廃条約、第4回世界女性会議「行動綱領」等の国際文書の内容の周知に努める。
  - ④ 雇用における男女の均等な機会と待遇の確保等のため、啓発等を行うとともに、働くことを中心に女性の社会参加を積極的に支援するための事業やその拠点施設の整備を実施する。
  - ⑤ 農山漁村の女性が農林漁業・農山漁村の発展に対し、男性とともに積極的に参画できる社会を実現するため、農林漁業や農山漁村社会でのパートナーである男性を含めた家庭及び地域社会において農山漁村の女性の地位向上・方針決定への参画促進のための啓発等を実施する。
  - ⑥ 性犯罪、売買春、家庭内暴力等女性に対するあらゆる暴力の根絶に向けて、厳正な取締りはもとより、被害女性の人権を守る観点から、事情聴取等を被害者の希望に応じた性別の警察官が行えるようにするなど、必要な体制を整備するとともに、事情聴取、相談等に携わる職員の教育訓練を充実する。
  - ⑦ 外国人女性の人権を守る観点から、入国管理等に携わる職員に対する人権教育の充実を図る。
  - ⑧ 性の商品化や暴力表現が女性の人権を侵害している現状を改善し、女性の人権を尊重した表現を行うよう、また、方針決定の場に女性を積極的に登用するよう、メディアの自主的取組を促す。
  - ⑨ 家庭、学校、地域など社会のあらゆる分野における男女平等を推進する教育・学習を充実させる。また、女性の学習・実践活動を通じた社会参加を促進する。
  - ⑩ 我が国のイニシアティブにより国連婦人開発基金（UNIFEM）内に設置された「女性に対する暴力撤廃のための信託基金」に対して協力する。
  - ⑪ 女性に対する人権侵害の発生を防止するため、人権尊重の意識の普及・高揚を図るための啓発活動を充実・強化するとともに、人権相談体制を充実させる。
- (2) 子ども

基本的人権の尊重を基本理念に掲げる日本国憲法及びこれに基づく教育基本法、児童福祉法等の法令並びに国際人権規約、児童の権利に関する条約等の国際条約の趣旨に沿って、政府のみならず、地方公共団体、民間団体、学校、家庭等、社会全体が一体となって相互に連携を図りながら幼児児童生徒の人権の尊重及び保護に向けた取組を推進する。

特に、以下の諸施策を積極的に推進する。

- ① 学校教育において、幼児児童生徒の人権に十分配慮し、一人一人を大切にされた教育指導や学校運営が行われるよう、児童の権利に関する条約の趣旨・内容を周知する。また、社会教育においても、同条約の内容・理念が広く理解され、定着されるよう、公民館等における各種学級・講座等を開設し、学習機会を充実させる。
- ② いじめは、児童生徒の人権に関わる重大な問題であり、その解決のための真剣な取組を一層推進する。また、児童生徒一人一人を大切にされた個性を生かす教育、教員に対する研修の充実、教育相談体制の整備、家庭・学校・地域社会の連携、学校外の様々な体験活動の促進など各種施策を推進する。
- ③ いじめ問題、虐待の防止など児童の健全育成上重大な問題についての総合的な取組を推進するとともに、児童の権利に関する啓発活動を推進する。
- ④ 犯罪等の被害に遭った少年に対し、カウンセリング等による支援を行うとともに、少年の福祉を害する犯罪の取締りを推進し、被害少年の救出・保護を図る。
- ⑤ 児童買春、児童ポルノ、児童売買といった児童の商業的性的搾取の問題が国際社会の共通の課題となっており、我が国としても、児童の商業的性的搾取の防止等について、積極的に取り組む。

- ⑥ 子どもの人権を守るための「子どもの人権専門委員」制度を充実・強化するとともに、電話相談を含めた人権相談体制を充実させる。
- ⑦ 保育所保育指針における「人権を大切にすることを育てる」ため、この指針を参考として児童の心身の発達、家庭や地域の実情に応じた適切な保育を実施する。

### (3) 高齢者

高齢者が安心して自立した生活を送れるよう支援するとともに、高齢者がそれぞれの経験と能力を生かし、高齢社会を支える重要な一員として各種の社会的な活動に積極的に参加できるための条件の整備を図る。

- ① 学校教育においては、高齢化社会の進展を踏まえ、主に社会科や道徳、特別活動において福祉教育を推進する。
- ② 高齢者の学習機会の体系的整備並びに高齢者の持つ優れた知識・経験等を生かして社会参加してもらうための条件整備を促進する。
- ③ 高齢者和其他の世代との相互理解や連帯感を深めるため、世代間交流の機会を充実させる。
- ④ 「敬老の日」の行事を通じ、広く国民が高齢者の福祉について関心と理解を深める。
- ⑤ 高齢化が急速に進行している農山漁村において、高齢者が精神的、身体的、経済的、社会的な面において生涯現役を目指し、安心して住み続けられるよう支援する。
- ⑥ 高齢者が長年にわたり培ってきた知識、経験等を活用し、65歳まで現役として働くことができる社会を実現するため、60歳定年の完全定着、継続雇用の推進、多様な形態による雇用・就業機会の確保のための啓発活動に取り組む。
- ⑦ 虐待その他高齢者に対する人権侵害の発生を防止するため、人権尊重の意識の高揚を図るための啓発を行い、人権相談体制を充実させる。

### (4) 障害者

障害者のライフステージの全ての段階において全人間的復権を目指すリハビリテーションの理念と、障害者が障害のない人と同等に生活し活動する社会を目指す「ノーマライゼーション」の理念の下に、特に次のような施策の推進を図る。

- ① 障害者の自立と社会参加をより一層推進し、障害者の「完全参加と平等」の目標に向けて「ノーマライゼーション」の理念を実現するための啓発・広報活動を推進する（障害者の日及び週間を中心とする啓発・広報活動等）。
- ② 障害のある子どもに対する理解と認識を促進するため、小・中学校等や地域における交流教育の実施及び講習会の開催、小・中学校の教員等のための指導資料の作成・配布、並びに学校教育関係者及び保護者等に対する啓発事業を推進する。
- ③ 精神障害者に対する差別、偏見の是正のため、地域精神保健福祉対策促進事業等に基づきノーマライゼーションの理念の普及・啓発活動を推進し、精神障害者の人権擁護のため、精神保健指定医、精神保健福祉相談員等に対する研修を実施する。
- ④ 障害者の社会参加と職業的自立を促進するため、障害者雇用促進月間を推進し、全国障害者雇用促進大会及び身体障害者技能競技大会を開催するとともに、情報誌の発行等事業主を始めとする国民全般に対する啓発活動を推進する。
- ⑤ 障害者に対する差別や偏見を解消するため、人権尊重の意識の普及・高揚を図るための啓発活動を充実・強化するとともに、人権相談体制を充実させる。

### (5) 同和問題

同和問題に関する差別意識の解消を図るに当たっては、地域改善対策協議会意見具申（平成8年（1996年）5月17日）を尊重し、これまでの同和教育や啓発活動の中で積み上げられてきた成果等を踏まえ、すべての人の基本的人権を尊重していくための人権教育、人権啓発として発展的に再構築し、その中で同和問題を人権問題の重要な柱として捉え、今後とも、この問題に固有の経緯等を十分に認識しつつ、国際的な潮流とその取組を踏まえて以下の施策を積極的に推進する。

- ① 同和問題に関する差別意識の解消に向けた教育及び啓発に関する事業については、「同和問題の早期解決に向けた今後の方策について（平成8年（1996年）7月26日閣議決定）」に基づき、次の人権教育・人権啓発の事業に再構成して推進する。特に教育に関する事業については、学校、家庭及び地域社会が

一体となって進学意欲と学力の向上を促進する内容をも含むものとして推進する。

- ア 人権問題啓発推進事業
- イ 小規模事業者等啓発事業
- ウ 雇用主に対する指導・啓発事業
- エ 教育総合推進地域事業
- オ 人権教育研究指定校事業
- カ 人権教育総合推進事業
- キ 人権思想の普及高揚事業

- ② 隣保館において、地域改善対策協議会意見具申（平成8年（1996年）5月17日）に基づき、周辺地域を含めた地域社会全体の中で、福祉の向上や人権啓発の住民交流の拠点となる開かれたコミュニティーセンターとして、総合的な活動を推進する。
- ③ 今後の教育及び啓発の中で同和関係者の自立向上という目標を重視するとともに、えせ同和行為の排除を徹底する。また、同和問題についての自由な意見交換のできる環境づくりを推進する。さらに、教育の中立性を確保する。

(6) アイヌの人々

アイヌの人々に対する取組に当たっては、国民一般が、アイヌの人々の民族としての歴史、文化、伝統及び現状についての理解と認識を深め、その人権を尊重していくことが重要であり、その観点から特に以下の施策に取り組む。

- ① 平成8年（1996年）4月の「ウタリ対策のあり方に関する有識者懇談会」報告書の趣旨を尊重して、「アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発に関する法律」に基づき、アイヌの人々の誇りの源泉であるアイヌの伝統及びアイヌ文化（以下「アイヌの伝統等」という。）が置かれている状況等に鑑み、アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する国民に対する知識の普及及び啓発を図るための施策を推進する。
- ② 学校教育におけるアイヌの人々の人権についての教育は、社会科等において取り上げられており、今後とも引き続き、基本的人権尊重の観点に立った教育推進のための教員の研修を充実させる。
- ③ 各高等教育機関等におけるアイヌ語やアイヌ文化に関する教育研究について、取組に配慮する。
- ④ 生活館において、アイヌの人々の生活の改善向上・啓発等の活動を推進する。
- ⑤ アイヌの人々に対する人権侵害の発生を防止するため、人権尊重の意識の普及・高揚を図るための啓発活動を充実・強化するとともに、人権相談体制を充実させる。

(7) 外国人

今日、我が国社会は、諸外国との人的・物的交流の増大に伴い、外国人をめぐる様々な人権問題が生じている。

そこで、外国人に対する偏見・差別を除去するため、特に以下の施策を推進する。

- ① 外国人に対する人権問題の解決を図るため、外国人のための人権相談体制を充実させる。
- ② 外国人に対する差別意識解消のための啓発活動を推進する。
- ③ 定住外国人に対する嫌がらせや差別事象の発生を根絶するための啓発活動を推進する。

(8) HIV感染者等

① HIV感染者

ア 世界エイズデーの開催や、エイズに関するパンフレットの配布、各種の広報活動等を通じて、エイズ患者やHIV感染者に対する偏見・差別を除去し、エイズ及びその感染者への理解を深めるための教育・啓発活動を推進する。

イ 学校教育においては、発達段階に応じて正しい知識を身に付けさせることにより、エイズ患者やHIV感染者に対する偏見や差別をなくすため、エイズ教育を推進し、教材作成及び教職員の研修を充実させる。

ウ エイズ患者やHIV感染者に対する誤解・偏見や差別意識を持つことのないよう、エイズに関する理解の促進のための学習機会を充実させる。

エ 職場におけるエイズ患者やHIV感染者に対する誤解等から生じる差別の除去等のためのエイズに関する正しい知識を普及する。

② ハンセン病

ハンセン病については、平成8年（1996年）に「らい予防法」が廃止されたところであるが、ハンセン病に対する差別や偏見の解消に向けて、ハンセン病資料館の運営、啓発資料の作成・配布等を通じて、ハンセン病に関する正しい知識の普及を推進する。

(9) 刑を終えて出所した人

刑を終えて出所した人に対する偏見・差別を除去し、これらの者の社会復帰に資するための啓発活動を実施する。

(10) その他

以上のほか、人権に関するその他の課題についても引き続き、偏見・差別を除去し、人権が尊重されるための施策を推進する。

#### 4. 国際協力の推進

我が国は人権教育の分野での国際協力においても積極的な役割を果たしていくべきであり、その推進に当たっては、必要に応じ国連人権高等弁務官、国連人権センター等とも連携していくこととする。

- ① 国連総会、国連人権委員会における「人権教育のための国連10年」に関する取組に貢献する。
- ② 国連に設けられた「人権分野における諮問サービス及び技術的援助のための自発的基金」等の人権関係基金に協力し、これらの基金を用いて国連人権センター等が開発途上国に対して実施する人権教育関連のプロジェクトに寄与する。
- ③ 我が国からの開発途上国に対する人権教育関連の協力を引き続き推進する。
- ④ 我が国において国際的な人権シンポジウムを開催する。特に人権教育をテーマとすること、世界人権宣言採択50周年に当たる平成10年（1998年）には同宣言をテーマとすることを検討する。
- ⑤ 本国内行動計画については、国連人権高等弁務官に報告する。

#### 5. 計画の推進

- (1) この計画を実施するため、政府においては、人権教育のための国連10年推進本部を軸として、行政機関相互の密接な連携を図りつつ、総合的な施策を推進するとともに、各省庁の施策の実施に当たっては、本行動計画の趣旨を十分踏まえることとする。また、「人権教育のための国連10年」の趣旨等について様々な機会をとらえ周知を図る。さらに、本行動計画の施策の積極的な推進等を通じ、人権教育・啓発を総合的かつ効果的に推進するための体制の在り方について検討する。政府全体の取組における連絡調整体制の在り方についても併せて検討する。
- (2) 本行動計画の実施に当たっては、人権擁護施策推進法に基づき法務省に設置された、人権尊重の理念に関する国民相互の理解を深めるための教育及び啓発に関する施策の総合的な推進に関する基本的事項等を調査・審議する人権擁護推進審議会における検討結果を反映させる。
- (3) 様々な差別意識の解消を図り、すべての人の人権尊重の意識を高めていくためには、地方公共団体その他の公的機関、民間団体等の果たす役割が大きい。このことに鑑み、これらの団体等が、それぞれの分野において、本行動計画の趣旨に沿った自主的な取組を展開することを期待するとともに、本行動計画の実施に当たっては、これらの団体等の取組や意見に配慮する。
- (4) この計画の推進状況について、定期的にフォローアップを行い、その結果を施策の推進に反映するとともに、この計画自体を必要に応じ見直す。



# 人権尊重の理念に関する国民相互の理解を深めるための教育及び啓発に関する 施策の総合的な推進に関する基本的事項について(答申要旨)

平成11年7月29日  
人権擁護推進審議会

はじめに

## 1 本審議会の人権に関する基本的認識

- 人権尊重の重要性
- 同和問題等の差別の早急な解消の必要性

## 2 本審議会の設置の経緯と審議の経過

### (1) 審議会の設置の経緯

- 様々な人権課題の存在
  - ・同和問題など社会的身分や門地による不当な差別などの人権侵害が今なお存在する。

### ○設置の契機

#### ◇地域改善対策協議会意見具申(平成8年5月)

- ①依然として存在する差別意識の解消に向けた教育・啓発の推進及び人権侵害による被害の救済等の対応の充実強化
- ②差別意識の解消を図るための教育・啓発については、これまでの同和教育や啓発活動の中で積み上げられてきた成果とこれまでの手法への評価を踏まえ、すべての人の基本的人権を尊重していくための人権教育、人権啓発として発展的に再構築

#### ◇閣議決定(平成8年7月)

同和問題に関する差別意識の解消に向けた教育・啓発に関する地域改善対策特定事業を一般対策としての人権教育・啓発に再構成して推進

### ○審議会の設置

- ・人権擁護施策推進法の制定(平成8年12月)
- ・同法に基づき、本審議会が法務省に設置(平成9年3月)

### ○審議会の審議事項

- ・人権尊重の理念に関する国民相互の理解を深めるための教育及び啓発に関する施策の総合的な推進に関する基本的事項(諮問第1号)
- ・人権が侵害された場合における被害者の救済に関する施策の充実に関する基本的事項(諮問第2号)

### (2) 審議の経過

(略)

## 第1 人権及び人権教育・啓発に関する現状について

### 1 人権に関する現状

- ・我が国においては、女性、子ども、高齢者、障害者、同和問題、アイヌの人々、外国人、H I V感染者、刑を終えて出所した人等に関する様々な人権課題が存在する。
- ・様々な人権課題が存在する要因としては、人々の中に見られる同質性・均一性を重視しがちな性向や非合理的な因習的な意識、物の豊かさを追い求め心の豊かさを軽視する社会的風潮、社会における人間関係の希薄化の傾向等が挙げられる。
- ・国民一人一人に人権尊重の理念についての正しい理解がまだ十分に定着したとは言えない。
- ・自分の権利を主張する上で他人の権利にも十分配慮する必要があるという認識がまだ国民の間に十分に浸透していない。
- ・自分の有する権利についての認識ないし理解が十分でないことから、本来、正当に主張すべき場面での権利主張が十分されていない。

- ・国民一人一人において、人権に関する正しい知識、日常生活の中で生かされるような直感的な感性や人権感覚が十分身に付いていない。

## 2 人権教育・啓発の現状

### (1) 人権教育

#### ○人権教育における課題

- ・指導方法、指導者についての問題などが指摘されている。また、教育の中立性の確保が重要な課題となっている。

#### ア 学校教育

##### ○学校教育における課題

- ・児童生徒の実態からすると、知的理解にとどまり、人権感覚が十分身に付いていないなど指導方法の問題がある。
- ・教員に人権尊重の理念について十分な認識が必ずしもいきわたっていない。

#### イ 社会教育

##### ○社会教育における課題

- ・知識伝達型の講義形式の学習に偏りがちである。
- ・指導者が固定しがちである。

#### ウ 家庭教育

##### ○家庭教育における課題

- ・親自身が偏見を持たず、差別をしないことなどを日常生活を通じて身をもって子どもに示していくことが求められている。

### (2) 人権啓発

#### ○人権啓発における課題

- ・啓発活動のマンネリ化傾向、啓発実施主体間相互の連携不足、活動の周知度の低さなどの問題が指摘されている。

#### ア 国の人権擁護機関の啓発活動

##### ○国（法務省）の人権擁護機関における課題

- ・啓発の内容・手法が必ずしも国民の興味・関心・共感を呼び起こすものになっていない（特に、マスメディアの効果的な活用が不十分である）
- ・市区町村や公益法人等の民間団体等との連携や中央の府省庁レベルの連絡協議体制が十分なものとは言えない。
- ・今後、啓発活動を積極的に推進していく上で、現在の法務省の人権擁護部門の実施体制自体が不十分である。
- ・人権擁護委員の行う人権啓発活動は、その企画立案を含めて、取組がまだまだ十分とは言えない。

#### イ 地方公共団体の啓発活動

##### ○地方公共団体における課題

- ・人権啓発の手法のさらなる創意工夫、啓発実施主体間相互の連携強化、活動の周知度を高める工夫などの必要性が指摘されている。
- ・知識の習得に偏りがちとなり、住民一人一人が自分自身の課題として人権尊重の理念についての理解を深めるものになっていない。
- ・一部に主体性を欠いた行政運営が行われている傾向が見られる。

#### ウ 企業及び民間団体の活動

- ・企業においては、個々の企業の実情や方針等に応じて、自主的な人権啓発活動が行われている。
- ・民間団体においても、人権全般あるいは個々の人権課題を対象として、人権啓発上有意義な様々な取組が行われている。

### (3) 財団法人権教育啓発推進センター

#### ○財団法人権教育啓発推進センターにおける課題

- ・施設や専従職員の確保などの実施体制が不十分である。

- ・人権情報収集システム、調査研究機能、人権啓発指導者養成機能などの整備が不十分である。
- (4) 人権教育のための国連10年
- ・国内行動計画では、その実施に当たって本審議会における検討結果を反映させることとされている。

## 第2 人権教育・啓発の基本的在り方について

### 1 人権尊重の理念

- ・人権尊重の理念を、自分の人権のみならず他人の人権についても正しく理解し、その権利の行使に伴う責任を自覚して、人権を相互に尊重し合うこと、すなわち、人権の共存の考え方ととらえる。

### 2 人権教育・啓発の基本的在り方

#### ○人権教育・啓発の在り方

- ・国民一人一人において、人権に関する正しい知識、日常生活の中で生かされるような直感的な感性や人権感覚が十分身に付くよう、人権教育・啓発を行う。
- ・対象者の発達段階に応じながら、創意工夫を凝らしていく必要がある。
- ・押し付けにならないように留意する必要がある。
- ・人権教育・啓発の実施主体は相互に十分な連携をとり、その総合的な推進に努めることが必要である。
- ・手法については、人権一般の普遍的な視点からのアプローチと、具体的な人権課題に即した個別的な視点からのアプローチの両者に十分配慮する必要がある。

#### ○人権教育・啓発の留意点

- ・人権教育・啓発の内容、実施の方法等において国民から幅広く理解と共感を得られるものであることが必要である。
- ・人権教育・啓発を担当する行政は、主体性を確保することが重要である。
- ・人権問題等に関して自由な意見の交換を行うことができる環境づくりに努めることが求められる。

#### (1) 人権教育

- ・学校教育、社会教育及び家庭教育のそれぞれが互いの主体性を尊重しつつ、相互の連携を図ってこれを実施する必要がある。
- ・学習機会の一層の充実、指導方法や学習教材の開発・提供、指導者の養成・確保等を図っていく必要がある。
- ・教育の中立性が守られるように留意する必要がある。

#### ア 学校教育

- ・幼児期は、幼児の発達の特性を踏まえ、人権尊重の精神の芽生えが感性としてはぐくまれるように努める必要がある。
- ・小学校、中学校及び高等学校においては、児童生徒の発達段階に即しながら、各教科等の特質に応じ、学校の教育活動全体を通じて人権尊重の理念について理解を促し、一人一人を大切にすることを推進していく必要がある。
- ・生命を大切にし、自他の人格を尊重し、お互いの個性を認め合う心、他人を思いやる心、正義感や公正さを重んじる心などの豊かな人間性を育成する必要がある。そのためには、ボランティア活動などの社会体験や自然体験、高齢者や障害者等との交流など豊かな体験の機会の充実が大切である。
- ・大学等においては、人権尊重の理念についての理解を更に深め、それまでの教育の成果を確かなものとするのが重要である。

#### イ 社会教育

- ・生涯学習の振興のための各種の施策を通じて人権に関する学習を一層推進していく必要がある。
- ・学習意欲を喚起する学習プログラムを開発・提供していくことが重要である。
- ・人権に関し幅広い識見のある人材を活用するなど、指導者層の充実を図る必要がある。

#### ウ 家庭教育

- ・親に対する学習機会の提供など家庭教育に対する支援の一層の充実を図っていくことが重要である。

#### (2) 人権啓発

- ・各実施主体は、今後とも地道にねばり強く啓発を続けていくことが重要である。

## イ 人権啓発

### (ア) 啓発推進指針の策定・周知

- ・国の機関等が人権啓発の基本的な在り方を踏まえた効果的な啓発を推進できるよう、人権啓発事務を所掌する法務省がその指針等を策定し、周知を図る必要がある。

### (イ) 人権啓発地方委託事業の充実

- ・法務省が、都道府県及び政令指定都市を委託先として実施している人権啓発地方委託事業を一層拡充していく必要がある。

### (ウ) マスコミを活用した啓発活動の推進

- ・より多くの国民に人権尊重の理念の重要性を効率的に伝え、効果的に人権啓発を進めるためには、マスメディアを積極的に活用した施策を推進する必要がある。

## ○その他

- ・法務省の人権擁護部門の実施体制の整備

## ウ 研修の充実

### (ア) 国家公務員、地方公共団体の啓発担当者に対する人権に関する研修の充実

### (イ) 人権にかかわりの深い特定の職務に従事する公務員に対する研修の充実

### (ウ) 人権にかかわりの深い特定の職業に従事する者に対する研修の充実

## おわりに

- ・本審議会の提言を踏まえ、政府が速やかに所要の行財政措置を講ずることを望む。
- ・本答申の趣旨が実現するためには、各実施主体における積極的な取組とともに、国民一人一人の理解と協力が必要不可欠である。

# 人権教育及び人権啓発の推進に関する法律

(平成12年12月6日)  
法律第147号

## (目的)

第一条 この法律は、人権の尊重の緊要性に関する認識の高まり、社会的身分、門地、人種、信条又は性別による不当な差別の発生等の人権侵害の現状その他人権の擁護に関する内外の情勢にかんがみ、人権教育及び人権啓発に関する施策の推進について、国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、必要な措置を定め、もって人権の擁護に資することを目的とする。

## (定義)

第二条 この法律において、人権教育とは、人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動をいい、人権啓発とは、国民の間に人権尊重の理念を普及させ、及びそれに対する国民の理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動（人権教育を除く。）をいう。

## (基本理念)

第三条 国及び地方公共団体が行う人権教育及び人権啓発は、学校、地域、家庭、職域その他の様々な場を通じて、国民が、その発達段階に応じ、人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することができるよう、多様な機会の提供、効果的な手法の採用、国民の自主性の尊重及び実施機関の中立性の確保を旨として行われなければならない。

## (国の責務)

第四条 国は、前条に定める人権教育及び人権啓発の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

## (地方公共団体の責務)

第五条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

## (国民の責務)

第六条 国民は、人権尊重の精神の涵養に努めるとともに、人権が尊重される社会の実現に寄与するよう努めなければならない。

## (基本計画の策定)

第七条 国は、人権教育及び人権啓発に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、人権教育及び人権啓発に関する基本的な計画を策定しなければならない。

## (年次報告)

第八条 政府は、毎年、国会に、政府が講じた人権教育及び人権啓発に関する施策についての報告を提出しなければならない。

## (財政上の措置)

第九条 国は、人権教育及び人権啓発に関する施策を実施する地方公共団体に対し、当該施策に係る事業の委託その他の方法により、財政上の措置を講ずることができる。

## 附則

### (施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第八条の規定は、この法律の施行の日の属する年度の翌年度以後に講ずる人権教育及び人権啓発に関する施策について適用する。

### (見直し)

第二条 この法律は、この法律の施行の日から三年以内に、人権擁護施策推進法（平成八年法律第百二十号）第三条第二項に基づく人権が侵害された場合における被害者の救済に関する施策の充実に関する基本的事項についての人権擁護推進審議会の調査審議の結果をも踏まえ、見直しを行うものとする。

## 雲南市人権施策推進会議構成員

(H18. 4. 1現在)

### 1. 関係部局の支援体制

| 部     | 課・室・C   | 職員・職氏名        |                  |
|-------|---------|---------------|------------------|
| 政策企画部 | 政策推進課   | 主 幹 金 森 里 志   | ・総合計画との調整        |
|       | 地域振興課   | 主 幹 狩 野 明 芳   | ・地域自主組織、地域委員会    |
| 総務部   | 総務課     | 統括主幹 嘉 本 俊 一  | ・情報公開制度          |
|       | 人事課     | 副主幹 板 持 徳 生   | ・職員研修            |
| 健康福祉部 | 健康福祉総務課 | 主 幹 熱 田 小百合   | ・社会福祉、児童女性相談     |
|       | 長寿障害福祉課 | 統括主幹 木 村 正 広  | ・障害者福祉           |
|       | 地域包括支援C | 統括保健師 足 立 清 子 | ・高齢者福祉           |
|       | 子育て支援課  | 主 幹 足 立 純 一   | ・児童福祉            |
| 産業振興部 | 商工観光課   | 副主幹 永 瀬 聡     | ・就業支援            |
| 建設部   | 都市建築課   | 主 幹 佐 藤 勝     | ・住環境整備（道路、住宅支援等） |

### 2. 人権センター関係部局(事務局)

|        |       |               |               |
|--------|-------|---------------|---------------|
| 市民部    | 市民生活課 | 次 長 周 藤 喜 好   | ・医療、消費者相談     |
| 教育委員会  |       | 委 員 長 永 瀬 豊 美 | *アドバイザー       |
|        | 学校教育課 | 課 長 安 食 恵 治   | ・学校教育         |
|        | 生涯学習課 | 課 長 稲 岡 恵 子   | ・社会教育、青少年健全育成 |
| 人権センター |       | 所 長 藤 井 勤     | ・人権・同和問題全般    |
|        |       | 次 長 宇都宮 正     |               |
|        |       | 室 長 稲 田 剛     |               |
|        |       | 副主幹 坪 倉 直 子   |               |